



始



# 國民の四大義務

遵法の義務  
兵役の義務  
納稅の義務  
教育の義務

勅

語

狀惟又于我力皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我力  
民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我力國體  
精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和  
シ朋友相信シ恭儉已レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓  
發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦  
難急万ばハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕  
カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン  
斯ノ道ハ實ニ我力皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古  
今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其  
徳ヲニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

45. 3. 26

御璽

特46 特28  
577 863

詔書

欣惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ茲々國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス頗モルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ其ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク縣政益々更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誠ノ自強息マサルヘシ  
抑々我力神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我力光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淳礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我力忠貞ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名御璽

明治四十一年十月十三日

皇室

		百二十一代	
今上天皇	御名 睦仁	御降誕 嘉永五年十一月三日	
孝明天皇第二皇子		御即位 明治元年八月二十七日	
大勳位			第九皇女
皇后宮 御名 美子	御誕生 嘉永三年五月二十八日	泰宮	第一皇孫
故從一位一條忠香公第三女	御誕生 明治十二年八月廿一日	雍仁親王	第二皇孫
皇太子	御名 嘉仁	迪宮	第三皇孫
第三皇子	立太子 明治十二年十一月三日	淳宮	
大勳一等		御誕生 明治三十五年六月廿九日	
皇太子妃	御名 節子	宣仁親王	
故從一位九條通孝公第四女	御誕生 明治十七年六月廿五日	光宮	
太子妃	宣下	御誕生 明治三十三年五月十日	

追

取

申  
廉  
書

御 製

社頭祈世

常しへに民やすかれといのるなる  
わが世を守れ伊勢の大神

御 歌

社頭祈世

神風の伊勢の内外のみやはしら  
ゆるぎなき世をなほいのるかな

## 例 言

- 小學卒業生の賞品に適當なるもの渺々は吾人が常に遺憾とする所なり本書は此の要求に應せんが爲に編輯したるものなり
- 本書は國民一般の日常心得べき各種の事項を廣く蒐集したるものなれば何人にも座右に備へ置かば頗る重寶なるべし
- 材料は修身國語算術地理歴史等の順序に排列し附錄に諸願届の書式書翰文例等を挿入したり
- 諸規則公用文例等の如き止を得ざるものゝ外は務めて文章を平易簡明にし又日常必須ならざる限りは之を省略削除したり
- 内容の充實を重んじ紙數の輕減を圖りたるが爲に文字を小さくするの止を得ざるに至りたるは編者の遺憾とする所なり
- 表紙の圖案は白子徒弟學校教諭田中洞傳書伯か特に本書の爲に考案せられたるものなりこゝに謹んで謝意を表す
- 印刷を急ぎたる爲に紛然たる雜多の材料を整理するに暇なく魯魚の三りも亦免れざるべし他日の改訂を期す

明治辛亥歲三月春雨そぼふる夜

編者識るす

## 斯民之友 目次

河務部青年團宣言書	一頁	親等表	一頁
青年會の事業	二頁	國語假名遣	二頁
大祭祝日解釋	三頁	字音假名遣	三頁
國旗についての注意	四頁	變體假名	四頁
議員選舉	五頁	字母表	五頁
勳章賞杯規定	六頁	活字の大さ	六頁
修身和歌	七頁	算術公式	七頁
教訓的詩句	八頁	外國貨幣度量衡換算表	八頁
座右調	九頁	メートル法度量衡	九頁
家庭勞役規則	一頁	納稅諸規則摘要	一頁
贈物に就きての心得	二頁	利子積算表	二頁
服装の規定	三頁	河務部町村人口及大字名	三頁
年齡呼稱	四頁	三重縣町村數及面積人口	四頁

## 例　　言

- 一 小學卒業生の賞品に適當なるもの歎きは吾人が常に遺憾とする所なり本書は此の要求に應せんが爲に編輯したるものなり
- 一 本書は國民一般の日常心得べき各種の事項を廣く蒐集したるものなれば何人にも座右に備へ置かば頗る重寶なるべし
- 一 材料は修身國語算術地理歴史等の順序に排列し附錄に諸願届の書式書翰文例等を挿入したり
- 一 諸規則公用文例等の如き止を得ざるものゝ外は務めて文章を平易簡明にし又日常必須ならざる限りは之を省略削除したり
- 一 内容の充實を重んじ紙數の輕減を圖りたるが爲に文字を小さくするの止を得ざるに至りたるは編者の遺憾とする所なり
- 一 表紙の圖案は白子徒歩學校教諭田中洞偶畫伯か特に本書の爲に考案せられたるものなりこゝに謹んで謝意を表す
- 一 印刷を急ぎたる爲に紛然たる雜多の材料を整理するに暇なく魯魚の三りも亦免れざるべし他日の改訂を期す

明治辛亥歲三月春雨そぼふる夜

編者識るす

## 斯民之友目次

河藝郡青年團宣言書	一頁	親等表	一頁
青年會の事業	二頁	國語假名遣	一頁
大祭祝日解釋	三頁	字音假名遣	七頁
國旗につきての注意	四頁	變體假名遣	九頁
議員選舉	五頁	畧字表	一頁
褒章賞杯規定	六頁	活字の大さ	二頁
修身和歌	七頁	算術公式	二頁
教訓的俳句	八頁	外國貨幣度量衡換算表	三頁
座右訓	二頁	メートル法度量衡	三頁
家運盛衰循環圖	二頁	納稅諸規則摘要	三頁
贈物に就きての心得	三頁	利子積算表	三頁
服装の規定	四頁	河藝郡町村人口及大字名	三頁
年齢呼稱	四頁	三重縣町村數及面積人口	三頁

# 斯民之友

## 河藝郡青年團宣言書

謹んで按するに伊勢の國は皇祖大神の鎮まります所神路の山は千歳綠濃に御裳灌川は萬世流清く億兆蒼生をして自ら肅然として容を改めしむ是れ實に我が國体の淵源にして宇内に其の傳を見ざる所たり而して我が河藝郡はこの國の中心にあり神境靈跡渺からず斯民の感ずる所殊に深し郡青年團の由來豈偶然ならんや抑皇祖の大詔は炳として日月の如く列聖の宏業は嚴として泰斗の如し而して維新の皇謨は進取の國是を定めさせ給ひ教育勅語と戊申詔書とは吾人臣民の遵奉すべき信條を示させ給へり吾人この金匱無缺の王土に生れ至仁至慈なる昭代に遭遇し振古未曾有の福利を享受す誰か感奮激勵以て謝恩報徳の道を講せざらんや而も一箭は折れ易く束矢は屈し難く五指のこもく彈くは一拳の力強さに如かず是れ青年團の必要なる所以なりあく我が河藝郡青年團はかくの如くにして起りかくの如くにして成るいざや其の日常遵守すべき綱領及實行要目を左に掲げん會員たるもの誠心誠意日夜に捧持し以て其の本分を盡さんことを期せよ

漁車賃割引規定………	二頁
河原田よりの哩數及三等賃錢表………	七頁
國史略年表………	二頁
色について………	四頁
應急治療法………	四頁
牛乳飲用法………	四頁
徵兵規則摘要………	四頁
帝國海軍力………	四頁
帝國陸軍配備表………	四頁
郵便規則摘要………	四頁
農家年中行事………	五頁

## 斯民之友目次



# 斯民之友

## 河藝郡青年團宣言書

謹んで按するに伊勢の國は皇祖大神の鎮まります所神路の山は千歳綠濃に御裳灌川は萬世流清く億兆蒼生をして自ら肅然として容を改めしむ是れ實に我が國脉の淵源にして宇内に其の儕を見ざる所たり而して我が河藝郡はこの國の中心にあり神境靈跡渺からず斯民の感する所殊に深し郡青年團の由來豈偶然ならんや抑皇祖の大詔は炳として日月の如く列聖の宏業は嚴として泰斗の如し而して維新の皇謨は進取の國是を定めさせ給ひ教育勅語と戊申詔書とは吾人臣民の遵奉すべき信條を示させ給へり吾人この金匱無缺の王土に生れ至仁至慈なる昭代に遭遇し振古未曾有の福利を享受す誰か感奮激勵以て謝恩報德の道を講せざらんや而も一箭は折れ易く束矢は屈し難く五指のこもく彈くは一拳の力強きに如かず是れ青年團の必要なる所以なりあく我が河藝郡青年團はかくの如くにして起りかくの如くにして成るいざや其の日常遵守すべき綱領及實行要目を左に掲げん會員たらんもの誠心誠意日夜に捧持し以て其の本分を盡さんことを期せよ

演車賃割引規定	二頁
河原田よりの畠數及三等賃錢表	二頁
國史略年表	二頁
色について	三頁
應急治療法	三頁
牛乳飲用法	四頁
微兵規則摘要	四頁
帝國海軍力	四頁
帝國陸軍配備表	四頁
郵便規則摘要	四頁
農業年中行事	五頁

## 斯民之友目次



## 綱

## 領

- 一、建国の由來に鑑み敬神崇祖の大義を重んすべし
- 二、維新の皇謨に則り進取向上的元氣を振作すべし
- 三、心身を鍊り學藝を修め獨立自營の基礎を作るべし
- 四、禮儀を尚び規律を重んじ共同一致の良俗を馴致すべし
- 五、勤勉力行分度を守り推讓の美風を發揮すべし

## 實行要目

- 一、祝祭日には必ず國旗を掲ぐること
- 二、氏神祭典には必ず參拜すること
- 三、祭祀を重んじ墓所を大切にすること
- 四、深呼吸冷水浴其他の方法により心身を鍛錬する事
- 五、身のまはり家のあたりを清潔にすること
- 六、講習會夜學會等に出席すること
- 七、左側行進を勵行すること
- 八、時間と約束どを守ること
- 九、老人幼者を勞はること
- 十、途中葬儀に會したるときは敬意を表すること
- 十一、公共物及道路を大切にすること
- 十二、夜遊を戒め朝起を勵行すること
- 十三、毎月貯金すること

二

## ○青年會の事業

青年會は今や全國を通じて組織せられざるはなく以て各自の修養、社會の風紀改善、產業の發達を企圖せり、而して其の實行せられつゝある事業の種類は極めて廣し左に其の主なるものを記載す

農事講習會	視察旅行	擊劍會	農事試作場設置
荒蕪地開墾	共同小作	共同作業	道路橋梁修繕
村有林保護	競糞會	共同夜業	農產物品評會
氏神の祭事	火防水防	運動會	基本金造成
共同貯金	勤儉約行	共同購入	新兵豫習會
共同理髮	敬老會	善行表彰	吉凶慶弔
新兵豫習會	軍人送迎	軍人優待	軍人家族扶助
在營兵慰問			

御 製  
世の中は高き卑しきほどほどに  
身をつくすことつとめなりけれ

○大祭祝日解釋  
國祭日とは祝日大祭日の總稱にして國家に於ける重要な祭儀たり故に國民たるものは能く其祝祭日の趣旨を躰し業を休み勞を省き相當の祝意を表する心掛あるべきあり

四方拜……は毎年一月一日の拂曉に於て天皇陛下の親しく行はせらるゝ所にして其式は先づ西方に向はせられ皇太神宮を拜し給ひ次に豐受太神次に天神地祇を御拜あり又西方に向はせられ神武天皇孝明天皇の御陵次に北方に氷川神社次に又西方に向ひて賀茂上下社男山八幡宮次に東方に向ひて鹿島香取神宮を拜し給ひ以て年々災異なく國家及臣民の安寧幸福ならんことを祈らせ給ふなり四方拜と稱すれども必しも四方を拜し給ふ謂にあらず

元始祭……は一月三日に行はせらるゝものにして孝明天皇祭……は一月三十日に行はせらるゝものにして孝明天皇は今上天皇御父君にましまし當時は幕府の政衰へ武備廢弛せし折柄會と外國より通商互市の請求頻りにして人心安からず上下の議論紛々たる有様

なりしが天皇深く國家の安危人民の休戚に御心を勞せられ屢々幕府に親勅を下したまひ遂に明治中興の基を開かせ給ひしは誠に此上なき御偉徳なり  
紀元節……は二月十一日に行ふべき祝日にして今を距ること二千五百七十二年(明治四十五年)の昔大和國櫛原宮に於て神武天皇御即位の禮を舉げさせ給ひし日なれば之を紀元節と稱す斯して今日に至るまで皇室の尊嚴なること未だ嘗て一毫の缺損あらず傳へて百二十有餘代の長きに及ぶ後猶ほ無窮に傳へさせ給ふべき御事は國民の深く肝に銘して益々力を致すべき所なり

春季皇靈祭……は三月の春分日即ち晝夜平分の日に於て歴代天皇は皇靈を祭らせ給ふなり抑も上古に皇祖の國を肇め給ひしより歴代天皇の國民を愛撫し給ひたる御功德は海山も啻ならざるなり返す返すも此事を忘れず無窮の皇運を守護し奉り以て歴代の皇恩に報ひ奉ることを忘るへからず

神武天皇祭……は四月三日にして神武天皇崩御の日に當るが故に天皇の中國を統一したまひたる御業を思召して此の祭典を行はせらるなり因て我國民たるもの

のは須らく天皇の御威徳を欽仰し奉り各勇を尚び義を磨きて上古より傳へ來りたる國威を發揮せしめざるへからず是亦皇祖の御恩に報い奉る所以の一なり

秋季皇靈祭……は九月の秋分日に行はせらるゝ祭儀にして其趣旨は春季皇靈祭に同じ

神嘗祭……は十月十七日伊勢皇太神宮に新穀を供し給ふ祭典にして即ち其年の新穀を以て神酒を醸し神饌を炊きて供へたまうものあり抑も此日新穀を皇太神宮に捧げらるゝは上古天祖嘉穀の種子を得させ給ひて之を蒼生の食と定めさせられ天下に播殖し給ひしにより萬民之を食し此生を保ちて斯く安らかに世を送ることなれば其御恩を天皇陛下の御身に引受けさせ給ひて之を神明に饗祭し給ふものなるが故臣民も深く其趣旨を奉體して祝すべきことなり

天長節……十一月三日にして天皇陛下の御降誕遊ばされし吉日なれば臣民たるもの舉つて之を祝賀し聖壽無量を祈り奉るべき日なり  
新嘗祭……は十一月廿三日にして此日は其年の新穀皆熟したるを以て天皇陛下親しく之を神祇にすゝめ給ひ又御親らも嘗めさせ給ふ祭典にして古より國家の

祝日として定められたるなり

#### 御 歌

日の御旗たかくかゝけて國たみの  
あふくやみよの光りなるらむ

○國旗につきての注意  
國旗の寸法、國旗といへば單に白地に日の丸さへあれば以て事足るが如くに思ふもの多けれど其實一定の寸法あるものなり今左に之を掲げん

縦 七尺八寸 橫 壱丈壹尺七寸(曲尺)  
日章の直徑は縦の五分の三とす

されど普通に用ゐる略國旗は縱横の比を定法に従ひ二と三との割合とす  
國旗の掲出法 大祭祝日等に當りて唯國旗を竿頭に結びつけ出しあけば宜敷が様なれども掲げ方によりて其意を異にするものなり即祝祭日においては國旗を竿の上端(玉を付すれば玉まで)に間隔なく結び付くべく弔旗は半旗といひて竿の上端より一尺程度下より結び付くるを法とす尙國喪日等には國旗と竿の上端

#### 二万人以上 三十人 四任 期 四ヶ年

#### ○郡會議員

一選舉人 町村の公民にして一年以來直接國稅年額三圓以上を納むる者

二被選舉人 同じく五圓以上を納むる者

三定 員 町村の人口に準じて定むるものにして河藝郡の定員は各町村共各一名宛合計二十二名なり

#### 四任 期 四ヶ年

#### ○府縣會議員

一選舉人 市町村の公民にして一年以來直接國稅年額三圓以上を納むる者

二被選舉人 市町村の公民にして其府縣に於て一年以來直接國稅年額十圓以上を納むる者

三定 員 人口七十萬人未滿は三十人とし七十萬人以上百萬人未滿は五萬を加ふる毎に一人を増し百萬人以上は七萬人を加ふる毎に一人を増す三重縣の定員は三十七人にして其配置は左の如し

三重 一志 飯南 度會 阿山は各三名  
桑名 員辨 鈴鹿 河藝 多氣 名賀 志摩  
五百人未滿 八人 五千人未滿 十二人  
一万人未滿 十八人 二万人未滿 二十四人

南牟婁 津は各二名

安濃 北牟婁 四日市 宇治山田は各一名

四任 期 四ヶ年

○衆議員議員

一選舉人 満二十五歳以上の帝國臣民たる男子にして其府縣に本籍を定め住居し滿一年以來地租十圓以上又は満二年以上地租以外の直接國稅十圓以上若くは地租と他の直接國稅とを通じて十圓以上を納むる者

二被選舉人 帝國臣民たる男子満三十歳以上の者

三定員 人口に準じて各府縣市等に配置するものにして現今之定員は三百七十九人なり 三重縣は郡部七名津、四日市各一名なり

四任 期 四ヶ年

威武不能屈 貧乏不能移

此謂之大丈夫

○褒章賞杯規定

褒章は孝悌順睦等凡て人倫上の德行ある者又は公益を謀り世務を開き人の危急を救ふが如き者に賜ひ其善

秋の日は山のは近し暮れぬ間に

母に見ゆなんあゆめ我が駒

大江千里

敷島のやまと心を人とは

精華

本居宣長

朝日に匂ふ山櫻花

本居宣長

五百圓以上五百圓未満

木杯一個

ありいつるやまともろこし品はあれど

松平定信

やまと錦にしくものぞなき

松平定信

埋火のあたりのとかにはらからぬ

廣部大輔

まとゐせし夜ぞ戀しかりける

廣部大輔

家の風ふくかしは木のこのもどは

松平定信

よそにきくさへ涼しかりけり

讀人不知

つゝましき新手枕の心をは

平兼盛

いもせのみちの末もわするな

平兼盛

なかにありけり妹とせの道

平兼盛

世の中にうれしきものは思ふをち

平兼盛

花見てくらす心なりけり

平兼盛

行を表彰せらるゝものにして左の種類あり

紅綬褒章

自己の危難を顧みず人命を救助したる者に賜ム

緑綬褒章

孝子順孫節婦義僕の類にして徳行卓絶ある者又は實業に精勵し衆民の模範たるべき者に賜ム

藍綬褒章

學術技藝上の發明改良、著述、教育、衛生、慈善、防疫の事業、學校病院の建設、道路堤防橋梁の修築、田野の開墾、森林の栽培、水產の繁殖、農商工業の發達に關し公衆の利益を興し、成績著明な者に賜ム

黃綬褒章

海防の事業を贊成し私財を獻納する者に賜ム

奇特性の實行ありと雖も褒章を賜ふべき場合に至らざる者には褒状を與ふることあるべし

公益のため金錢物品を寄附したる者には金銀木杯を賜ふ其等差左の如し

十圓以上百圓未満

褒状

五百圓以上五百圓未満

木杯一個

二千圓以上五千圓未満

銀杯三個

五千圓以上一万圓未満

金杯三個

一万圓以上

金杯三個

五百圓以上二千圓未満

木杯三個

一千圓以上一万圓未満

銀杯一個

二千圓以上五千圓未満

金杯一個

五百圓以上五百圓未満

木杯一個

三百圓以上五百圓未満

木杯一個

二百圓以上三百圓未満

木杯一個

一百圓以上二百圓未満

木杯一個

五十圓以上一百圓未満

木杯一個

二十圓以上五十圓未満

木杯一個

十圓以上二十圓未満

木杯一個

五圓以上十圓未満

木杯一個

三圓以上五圓未満

木杯一個

二圓以上三圓未満

木杯一個

一圓以上二圓未満

木杯一個

五圓以上十圓未満

木杯一個

三圓以上五圓未満

木杯一個

二圓以上三圓未満

木杯一個

一圓以上二圓未満

木杯一個

五圓以上十圓未満

木杯一個

三圓以上五圓未満

木杯一個

一圓以上二圓未満

木杯一個

立つ浪も心へだてぬ友千鳥  
まなくしばなく聲かはすなり

恭 敬

身を守る心のせきしまさしくば  
世にまがことのいかでいてこん

心ながくもにはふ白菊

節 儉

さされ川こまかに世をはわたれかし  
さて身を清く人にいはれて

ほせくにふしなかりせは吳竹の  
直きもたのむかひやなからん

博 愛

のとかにも世をや渡らむ同胞と  
むつびつとへるよろづ國人

さしおきし賛のありかもしら雪に  
たつねまとひて雉のなくらん

修 學

そりくに遊ぶ暇のある人の  
暇なしとて書よまぬかな

本居 宣長

佐々木弘綱

伴蒿蹊

本多 忠貫

釋蓮因

本居 宣長

さとごとに書よむ聲そとよむなる

學ひの道や日々に開かん

園田 守孝

いへのなりな怠りそねみやびをの

ふみは讀むども歌はよむども

本居 宣長

櫻花ちれるを見てやあしひきの

本居 宣長

山田のしづは種ふろすらん

熊谷 直好

啓發智能

本居 宣長

書讀めは大和もろこし昔今

よろづのことを知るそうちしき

本居 宣長

天地の遠きはしめも見てそしる

神代の書を今につたへて

本居 宣長

難波津にかふと云ふあるよしあしを

口にはいはじ耳にきくとも

本居 宣長

すがたこそ深山かくれの朽木なれ

心は花になさはなりなん

本居 宣長

成就德器

公 益

本居 宣長

ありて身のかひやなからん國のため

民のためにと思ひあさすば

本居 宣長

宗尊 親王

上地 信光

村田 春海

源慶 法師

本居 宣長

小野 古道

賀茂 季麿

織田 信孝

千代

宗尊 親王

守るかきりは安けありけり

本居 宣長

顯彰遺風

本居 宣長

大日本神代ゆかけて傳へる

本居 宣長

雄々しき道そたゆみあらすす

本居 宣長

たらちねの名をはくたさじ桟弓

本居 宣長

いなみの山の露どきもども

本居 宣長

父母のことのみ思ふ秋のくれ

本居 宣長

腹のたつ人見せばや池鷺鷺

本居 宣長

いさかひのあと恥かしき柳哉

本居 宣長

千代

玉姫 雪白

野蕉村水酉佳西逸名氏

本居 宣長

秋風のいふまゝになる尾花哉

本居 宣長

萍や浮世の風のいふなりに

本居 宣長

ある角も出さねば丸し蝸牛

本居 宣長

遊ぶにもむつみの丸き手毬哉

本居 宣長

蕾史

本居 宣長

さとごとに書よむ聲そとよむなる

本居 宣長

學ひの道や日々に開かん

本居 宣長

いへのなりな怠りそねみやびをの

本居 宣長

ふみは讀むども歌はよむども

本居 宣長

櫻花ちれるを見てやあしひきの

本居 宣長

山田のしづは種ふろすらん

本居 宣長

啓發智能

本居 宣長

書讀めは大和もろこし昔今

本居 宣長

よろづのことを知るそうちしき

本居 宣長

天地の遠きはしめも見てそしる

本居 宣長

神代の書を今につたへて

本居 宣長

難波津にかふと云ふあるよしあしを

本居 宣長

口にはいはじ耳にきくとも

本居 宣長

すがたこそ深山かくれの朽木なれ

本居 宣長

心は花になさはなりなん

本居 宣長

ありて身のかひやなからん國のため

本居 宣長

民のためにと思ひあさすば



## ●贈物に就ての心得

### 一慶事の贈答

たとひ價の貴からざるものにても慶賀の紀念として互に保存し得べきものを以てするが第一なるべし例へば婚禮又は新宅開き等の贈物には座敷飾りとすべきもの或は書畫類も趣味多く或は衣服或は其附属品なども消耗品にあらざるを以て此等に次ぎてよろしことす

婚禮の時新婦に贈るべき衣服類は其人の嗜好似合等を考へて贈るべし新郎には調度の類何れも輕節鷗等を添ふるをよしとす而して婚禮等の場合は二度わるを忌むものなれば其邊に注意し一封のものをよしとすと云ふ意を忘るべからず又婚禮等の如き費用を要する事多き時は虚飾の物を廢して衣服調度酒肴料として金子を贈るも可なり

返禮には普通宴會を開きて客を招くものなれどもその地遠隔なるか又は他の事情ありて招き得ざる人には帛紗など贈り又は赤飯などを配るもありすべて返禮は贈られたる品と等しきか稍劣れるかをよしとす

### 二凶事の贈答

慶事のとは全く反対で後に愁を遺すこと少なからしめんが爲直に消耗すべきものを贈るをよしとすれば最も便利にして後に悲しみの種とならざる金員を贈るは極めて至當なるがごとしされぞ特に物品を贈るべき必要ある時は造花生花(何れも人夫附)花環線香蠟燭等を普通としまだ菓子其他の食品類を用ふもあり凶禮等の返禮は簡単にて可なり弔禮の返禮には餅菓子或は死者の遺物をよしとす

病氣見舞の贈物は病氣を慰むべき花(魚を添ふ)果

實又は消化し易き滋養物又は看護人の食物等よし返禮には床上げの祝と稱し祝宴を開き又は赤飯等を配るを普通とす

旅行の儀としては容積少なくして實用多かるべき旅中必要な具をよしとす旅より歸りたる際これが返禮としては旅行地の產物寫真などこの地には珍しき物等を贈るべし

### 三季節の贈物

年玉、新年の年始廻禮に持參する贈物なり商人の花客さきに配る物多し曆手拭書物紙筆等

上己、女兒の初節句の家に贈るものにて内裏雑、雑道具等

端午、五月五日の節句に男兒の初節句を祝ひて贈る物にて品は幟鯉幟等

中元の贈答は半年に相當する七月にするものにて砂糖乾物等

歳暮一年の終末なれば互に平素の厚意を謝し長上には其の恩顧を忘れざる爲目下には賞與の意味を以て品物を贈る

箱物曲物等は蓋の表書は本理を堅にして書くべし

過ぎたるは却つて失禮に當るべし贈りたる人身分勝れで貴き方ならば挨拶に行くのみにて別に返禮せざるを却つて禮とす

出産賀壽等ならば長壽壯健などを祝する意の贈物を選むべし出産には通常產表にすべき反物又は頭巾誕掛の類を贈るもよし賀壽には幅物置物など其人の好みに應すべし

返禮には宴會を開きてこれを饗するもあるべく且つ老人の揮毫せる扇面帛紗或は盃などを贈るもあるべし

曲物は閉目を字頭とし取手を我が方にして書くべし又蓋の上には一箱と書くべし其數を書くべきものは之を書くをよしとす

(附)移り、移りは貴ひ度を願ふ意あり故に二度あるを嫌ふものには遣らす附本を遣るは硫黃同音相近ちが故にて吉事には普通なり使を以て贈られたる時には其便に簡単なる禮狀を渡すは猶鄭重なりとす

### 四裝飾

贈品には相當の裝飾と要す其方法は場合物品身分等に依りて異なり普通の裝飾は紙に包み水引を掛ければ足れり包紙は奉書杉原糊入等にて通例の場合には一枚紙を用ふるをよしとす

水引には紅白及び黑白あり吉事其他普通の贈物には紅白を用ひ凶事には黑白を用ゐるなり結び方には結び切りと返し結びとあり婚禮及び凶事には結び切しそれは總て返し結びとす金水引五色水引等は地方に依り用ひる所あれども古例にはあらず

駁斗は正日或は婚姻の式祝賀の贈物などに用ひしが今は凡問を除く外一般に之を添ふること、あれりされども魚鳥類には添ふるに及ばず婚姻其他鄭重なる

祝の時には長熨斗を用る其他の場合には包み物の大  
小に相當したるもの用ふべし

水引は色付きたる方を右にし白き方を左にし結び目  
は白き方にて掩ふ様にすべし

要するに贈物の趣旨には第一人を敬ふ意よりする物  
第二謝恩の爲に贈るもの第三親密を表する情よりす  
るもの第四吉凶見舞弔慰の誠意を表する爲なれば其心得にてな  
り、何れも精神の誠を表する爲なれば其心得にてな  
すべきものなり

君子之悪人也爲行道也

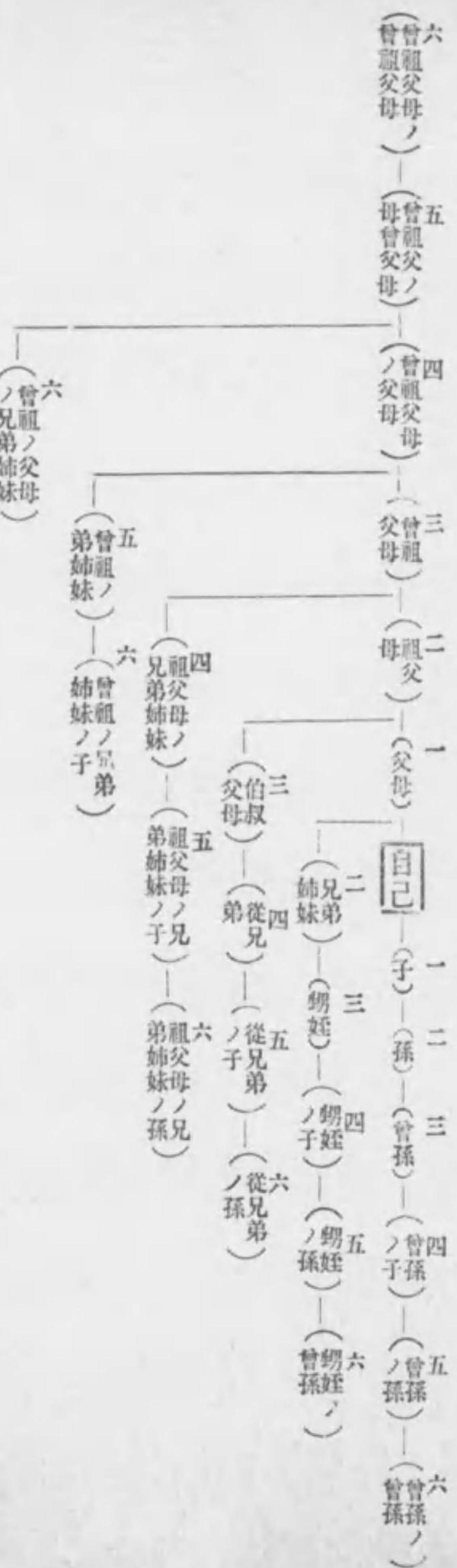
豈有心干求報乎

(慎思錄)

### ○服喪の規定

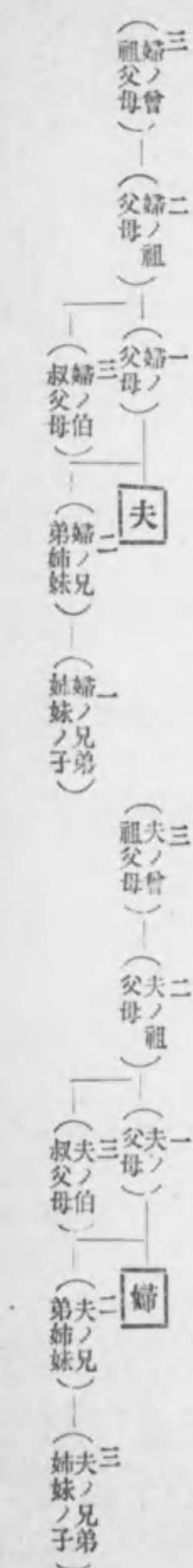
喪とは人の死したる時親族が憂ひに沈み籠り居ること  
にて親疎により日數に長短ありこの日限内を喪中とい  
ふ喪中は他出するにもはでやかなる服裝をなさずそれ  
かの定めあり親族にあらずとも皇室の御凶事の如き  
は云ふも更なり國家の元勳などに對しても宮中を始め  
奉り皆喪に服す外國皇室に對しても亦喪を仰せ出ださ  
ることあり

### ○直系親傍系親ノ圖解



右第一行ヲ直系親トス、自己ヨリ上方ヲ尊屬ト言ヒ下方ヲ卑屬ト言フ)第二行以下ハ傍系親ナリ

### 三親等内ノ姻族圖解



死者	忌	服	死者	忌	服
父	母五十日	十三ヶ月	父	母二十日	二十日
祖父母	二十日	百五十日	母	二十日	九十日
養父母	二十日	百五十日	子	男二十日	三十日
繼父母	十日	三十日	女	女十日	三十日
高祖父母	十日	三十日	孫	男三十日	二十日
曾祖父母	二十日	九十日	孫	女三十日	七日
父方伯叔	二十日	三十日	曾孫	男三日	七日
母方伯叔	十日	九十日	孫	女三日	七日
兄弟姊妹	三十日	三十日	孫	三日	七日
異腹兄弟	三十日	三十日	孫	三日	七日
姊妹	十日	三十日	孫	三日	七日
夫	二十日	十三ヶ月	從兄弟姊妹	三日	七日
八十歲	中壽	八十八歲	異腹甥姪	一日半	三日半
六十歲	初老	六十歲	甥姪	三日	七日
六十一歲	還曆	七十歲	孫	三日	七日
八十一歲	古稀	七十七歲	孫	三日	七日
一百歲	米歲	喜壽	孫	三日	七日
		上壽			

國語假名遣

わ	あわ泡沫 もわう硫黃 いわし鮒 よわし弱 いひわけ言譯 しわ敵 ことわり理、断	くい悔 むくい報 かうがい筭さいはひ幸 ついたて衝立 ついたち崩
ふ	ふひわけ追分くつか書 たわら儀 くるわ廊 ことわざ詮 たわみ撓 さわやか爽 すわる坐 はらわた腸 さわぐ驅	り あきうべ商人 いもうと妹 たうげ峰 いとうと弟 うう植飢 かうほり蝙蝠 かうべ神戸 はうき需
あ	あわつ周章 かわく乾 ゐ居 む井 もどゐ基 くもゐ雲居 しきゐ闇 くわゐ慈姑 くらゐ位 ゐやまふ敬 ある藍	ひやうし拍子 やうやう漸 まうす申 にようぼう女房 やうか八日 まうく設
ゑ	もちゐる用 ゐろり爐 ひきゐる率 ゐなか田舎 くれなゐ紅 ゐのしゝ猪 かい根	ゑゑ繪 ゑゑさ餅 ゑふ醉 すゑん末 ゆゑん所以
い	いひわけ言譯 しわ敵 ことわり理、断 ふひわけ追分くつか書 たわら儀 くるわ廊 ことわざ詮 たわみ撓 さわやか爽 すわる坐 はらわた腸 さわぐ驅 あわつ周章 かわく乾 ゐ居 む井 もどゐ基 くもゐ雲居 しきゐ闇 くわゐ慈姑 くらゐ位 ゐやまふ敬 ある藍 もちゐる用 ゐろり爐 ひきゐる率 ゐなか田舎 くれなゐ紅 ゐのしゝ猪 かい根 おい老	くい悔 むくい報 かうがい筭さいはひ幸 ついたて衝立 ついたち崩 り あきうべ商人 いもうと妹 たうげ峰 いとうと弟 うう植飢 かうほり蝙蝠 かうべ神戸 はうき需 ひやうし拍子 やうやう漸 まうす申 にようぼう女房 やうか八日 まうく設 ゑゑ繪 ゑゑさ餅 ゑふ醉 すゑん末 ゆゑん所以

す	すす數珠	あんす杏	すす鈴錫	すすめ雀
い	いしすゑ礎	かす數	すすり硯	はず苦
か	かならず必	きす疵	はずみ機	ねすみ鼠
く	くす葛	こすゑ梢	みす蚯蚓	もす鵠
梅	梅さきぬ	それが		
う	うめやら	むめじやら		
め		(其角)		

發音假名遣		發音假名遣		
オ	あう	奥央嫗櫻鶯拗	こふ	業劫怯
	あふ	押凹狎鴟	かう	高毫好岡康抗仰
れ	れう	應謳歐		向香行更幸耕肴
	れふ	邑悒		交考巧
わ	わう	王往荒黃橫皇	さふ	雜插
	をう	翁嫗甕	そう	總送宗走奏叢曾
コ	かふ	合閭盍闔甲	さう	雙崇聰藪
	くわう	光廣皇宏轟黃	さう	早草造曹操搔搔
こ	こう	公孔工紅貢口后		倉藏桑壯莽爭相
ト	たふ	後寇厚侯講恒港		巢爪裝艘
		降薨功肱		沓踏塔答納

發音假名遣	ト	トトム	トトム	トトム	トトム
トトム	トトム	トトム	トトム	トトム	トトム
トトム	トトム	トトム	トトム	トトム	トトム
トトム	トトム	トトム	トトム	トトム	トトム
トトム	トトム	トトム	トトム	トトム	トトム

乘劫怯  
高毫好岡康抗仰  
向香行更幸耕看  
文考巧  
雜插  
總述宗走奏叢曾  
文崇聰藪  
平草造曹操搔掃  
君藏桑壯葬爭相  
采爪裝艘  
首踏塔答納

ヨリ わふ いう もう ユー いふ モー まう は う は う  
有 雄 品 事 手 保 书 郵 萬 法

達峯鳳豐封秦朋  
邦謀縫綉貿矛  
力防房旁亡妄包  
休資報邦彭望暴  
胄帽烹貌萌卯  
盡網盲毛妄莽

オクをく	れく	オツれつ	をつ	オンれん	をん	キユーキウ	きふ	キヨーキヨウ	けう
屋	憶億	乙	脣	恩音	温園	九月	急及	其	教喬透
呼應	時	九	月	理	透	廿	給	其	透
四	四	九	九	四	四	廿	廿	廿	四

腮  
急遠  
憶  
人炎曰求救  
牛弓宮舊  
和泣翁  
共恭恐凶興

ちゑ智慧 つくゑ机 いしすゑ礎 えぼし鳥帽子  
つゑ杖 うゑ植 すゑ据 えりえ入江 きのえ甲  
もえぎ萌黃 ふえ笛 あまえ甘 おほえ覺  
いえ慾 おびえ脅 もふばえ夕映 ひえ稗  
を をとこ男 をす牝 ををし雄々 をつと夫  
たけを猛夫 をんな女 ますらを丈夫 をか岡  
をぢ伯叔父 をぎ萩 をばな尾花 を緒  
を六ち大蛇 をち遠 をどめ少女 をけ桶  
をとひ一昨日 をの斧 をかす犯

をがむ拜	をごる驕
をしむ惜	をしふ敵
をせむ譲	をはる終
をめく叫	をる折
しきり梨	あを青
うを魚	かつを鰯
いさをし績	いさを功
こをばい紅梅	さを竿
ばせを芭蕉	みさを操
あほむく仰	かほる香
まをす申	
ち路	うち筋
ひぢ臂	うち氏
あぢ味	ぢゝ祖父
かうぢ麴	かぢ梶
ふぢ藤	くぢら鮓
もみぢ紅葉	なんぢ汝
わらぢ草鞋	ちぢむ縮
はぢ恥	とぢ閉
よぢ攀	ねぢ捨
おぢ怖	

けふ 次俠類協業法脅	ちよう 重寵澄微懲
きやう 狂況強張鄉行竟	てう 兆眺眺超濶彫朝
響	てふ 潮鳥弔釣
ジユーしふ拾習集執濾十舟	テユーにう柔乳
しゅう衆終充主宗	にム入
しう 周秋秀州收吳修	ニヨーによう女
受就酒手守獸	ヒヨーひやう平詳病兵屏
證勝承乘冗蒸鐘	ひよう氷憑謬
衡	へう 票瓢秒渺豹表苗
せう 小少宵梢召招照	廟
雷焦笑燒蕭繞擾	立笠粒
妻攝捷涉屑	リユーリう流留溜柳隆龍
しやう章唱尙賞商將簪	りふ
蓄祥丘上傷相情	立笠粒
壇象城狀淨常	亮領
チユーちふ蟄	りよう龍陵稜菱
ちゆう中忠蟲柱注畫宙	れう
チヨーらやう長帳丈杖塙鴟	僚了料聊寥遼
頂町聽暢	

シヨーしょう鏡誦松從稱升

證勝承乘冗蒸鐘

衡

せう

小少宵梢召招照

雷焦笑燒蕭繞擾

妻攝捷涉屑

しやう章唱尙賞商將簪

蓄祥丘上傷相情

壇象城狀淨常

チユーちふ蟄

ちゆう中忠蟲柱注畫宙

チヨーらやう長帳丈杖塙鴟

頂町聽暢

ミヨーめう妙猫

みやう明名命冥

リユーリう流留溜柳隆龍

りふ

立笠粒

亮領

りよう龍陵稜菱

れう

僚了料聊寥遼

ミヨーめう妙猫

みやう明名命冥

リユーリう流留溜柳隆龍

りふ

立笠粒

亮領

りよう龍陵稜菱

れう

僚了料聊寥遼

エイヨーめう妙猫

みやう明名命冥

リユーリう流留溜柳隆龍

りふ

立笠粒

亮領

りよう龍陵稜菱

れう

僚了料聊寥遼

エイヨーめう妙猫

みやう明名命冥

リユーリう流留溜柳隆龍

りふ

立笠粒

亮領

りよう龍陵稜菱

れう

僚了料聊寥遼

エイヨーめう妙猫

みやう明名命冥

リユーリう流留溜柳隆龍

りふ

立笠粒

亮領

りよう龍陵稜菱

れう

僚了料聊寥遼

エイヨーめう妙猫

みやう明名命冥

リユーリう流留溜柳隆龍

りふ

立笠粒

亮領

りよう龍陵稜菱

れう

僚了料聊寥遼

エイヨーめう妙猫

みやう明名命冥

リユーリう流留溜柳隆龍

りふ

立笠粒

亮領

りよう龍陵稜菱

れう

僚了料聊寥遼

エイヨーめう妙猫

みやう明名命冥

リユーリう流留溜柳隆龍

りふ

立笠粒

亮領

りよう龍陵稜菱

れう

僚了料聊寥遼

エイヨーめう妙猫

みやう明名命冥

リユーリう流留溜柳隆龍

りふ

立笠粒

亮領

りよう龍陵稜菱

れう

僚了料聊寥遼

エイヨーめう妙猫

みやう明名命冥

リユーリう流留溜柳隆龍

りふ

立笠粒

亮領

りよう龍陵稜菱

れう

僚了料聊寥遼

エイヨーめう妙猫

みやう明名命冥

リユーリう流留溜柳隆龍

りふ

立笠粒

亮領

りよう龍陵稜菱

れう

僚了料聊寥遼

エイヨーめう妙猫

みやう明名命冥

リユーリう流留溜柳隆龍

りふ

立笠粒

亮領

りよう龍陵稜菱

れう

僚了料聊寥遼

エイヨーめう妙猫

みやう明名命冥

リユーリう流留溜柳隆龍

りふ

立笠粒

亮領

りよう龍陵稜菱

れう

僚了料聊寥遼

エイヨーめう妙猫

みやう明名命冥

リユーリう流留溜柳隆龍

りふ

立笠粒

亮領

りよう龍陵稜菱

れう

僚了料聊寥遼

エイヨーめう妙猫

みやう明名命冥

リユーリう流留溜柳隆龍

りふ

立笠粒

亮領

りよう龍陵稜菱

れう

僚了料聊寥遼

エイヨーめう妙猫

みやう明名命冥

リユーリう流留溜柳隆龍

りふ

立笠粒

亮領

りよう龍陵稜菱

れう

僚了料聊寥遼

エイヨーめう妙猫

みやう明名命冥

リユーリう流留溜柳隆龍

りふ

立笠粒

亮領

りよう龍陵稜菱

れう

僚了料聊寥遼

エイヨーめう妙猫

みやう明名命冥

リユーリう流留溜柳隆龍

りふ

立笠粒

亮領

りよう龍陵稜菱

れう

僚了料聊寥遼

エイヨーめう妙猫

みやう明名命冥

リユーリう流留溜柳隆龍

りふ

立笠粒

亮領

りよう龍陵稜菱

れう

僚了料聊寥遼

エイヨーめう妙猫

みやう明名命冥

リユーリう流留溜柳隆龍

りふ

立笠粒

亮領

りよう龍陵稜菱

れう

僚了料聊寥遼

エイヨーめう妙猫

みやう明名命冥

リユーリう流留溜柳隆龍

りふ

立笠粒

亮領

# ○活字の大観

# 去華就實

初號

1號

11號 樂而迎老笑而迎死  
農者國之本商者國之用  
四號 辛抱の棒で怠惰の鬼を打て  
五號 上下一心扶皇運自彊不息養國力  
六號 口あらや腹を見らる田螺かな  
七號 ふるは身のよきかんははれむかたのうはぞく

## 面積

正方形の面積=(一辺の長さ)<sup>2</sup>…平方  
矩形の面積=縦×横  
平行四邊形の面積=底邊の長×高さ  
梯形の面積=(上底+下底)×高さ÷2  
菱形の面積=対角線×対角線÷2  
三角形の面積=底邊×高さ÷2  
多角形の面積=二角形に分ちて計算す

圓周率=3.14159

圓の周圍=直徑×圓周率

圓の面積=半徑<sup>2</sup>×圓周率球の表面積=半徑<sup>2</sup>×圓周率×4

直六面體の体積=縦×横×厚さ…立方

## 利息算(利法)

$$\text{利息} = \text{元金} \times \text{利率} \times \text{期限}$$

$$\text{日歩} = \text{日歩} \times \frac{\text{元金}}{100} \times \text{日數}$$

## 體積

## 利息算(複利法)

$$\text{元金} = \text{利息} \div (\text{利率} \times \text{期限})$$

$$\text{利率} = \text{利息} \div (\text{元金} \times \text{期限})$$

$$\text{元利金} = \text{元金} \times (1 + \text{利率})^{\text{期限}} - \text{元金}$$

$$\text{元利金} = \text{元金} \times (1 + \text{利率})^{\text{期限}}$$

## ●算術公式

$$\text{立方体の体積} = \text{棱}^3$$

$$\text{立方体の表面積} = \text{棱}^2 \times 6$$

$$\text{圓柱面積} = \text{底面の面積} \times \text{高さ}$$

$$\text{圓錐角錐体積} = \text{底面の面積} \times \text{高さ} \div 3$$

$$\text{球の体積} = \text{半徑}^3 \times (\text{圓周率} \times 4) \div 3$$

$$\text{圓積及球積を求める一法}$$

$$\text{圓積率} = 0.7854$$

$$\text{球積率} = 0.5236$$

$$\text{球積} = \text{直徑}^3 \times \text{圓積率}$$

1仙(ヤント)	110
韓國馬(マルク)(石布)	四七八
一布(ブヨンニム)	五
佛國法(フラン)(江幣)	三八七
一參(サンチーム)	四
露國留(ルーブル)(石幣)	10118
一哥(コヅック)	10
清國一兩(テール)	11111
度量衡ノ部	
英米一吋(インチ)	八四
一呎(フート)(十一吋)	100六
一碼(ヤード)(三呎)	三〇一七
一鎮(チュー)(一一十一碼)	六六三一七四
一哩(マイル)(八十鎮)	一四四五
一浬(海里)(カイリ)	一七
一噸(トン)(英噸一千二百四十封度)	一七〇九四七
一封度(ボンド)(十六オンス)	一一一

## ●外國貨幣度量衡換算表

貨幣ノ部	
英國一磅(ボンド)(一十志)	九七六三
一志(シルリング)(十一片)	四八八
一片(バンス)	四一
米國一弗(ドル)(百仙)	1100六

## ●メートル法度量衡

一糸(サンチメートル)	千百十尺寸分厘
一米(メートル)	三三〇〇
一糸(キロメートル) (千米突)	三三〇〇〇〇
一アール (十米突平方)	町段畝一餘
一ヘクタール (百アール)	一〇〇餘
一立(リットル) (一立方デシメートル)	升合タ五五餘
一瓦(キログラム) (千瓦)	貯百十勿分二七
	二六七〇〇

光格天皇御製

敷島のやまとにしきに織りてこそ

唐くれなぬの色もはねあれ

## ○納稅諸規則摘要

### 諸稅納期月表

前年十二月十六日より一月十五日まで地租第一期(田方の二分五厘)	三月(地租第三期(田方の二分五厘)所得稅第四期分十六日より末日まで酒造稅第四期分)
一月(第三期分) 营業稅法に依り納稅義務ある者は三十日迄に業名及課稅標準を詳記して届出づる事	四月(迄に所得の種類及金額を詳記し届出づること)
	五月(地租第四期(田方の二分五厘)營業稅前半期分)
	七月(地租前半期分十六日より末日まで酒造稅)
	八月(地租第一期分十六日より末日まで酒造稅)
	九月(雜地租第一期分(烟方及宅地山林原野等の五分)所得稅第一期分)
	十月(十六日より末日まで酒造稅第二期分)
	十一月(地租第二期(烟方及山林原野等の五分)所得稅第二期分)
	十二月(後半期分所得稅第二期分)
	十六日より翌年一月十五日まで地租第三期分

## (田方の二分五厘)

### 地租稅率

地租法定稅率地價(土地臺帳に掲げたる價格を云ふ)

即ち地價百圓に付

田畠 百分の四個七分即ち地價百圓に付四圓七十錢  
宅地 百分の二個半 即ち地價百圓に付二圓五十錢  
其他の土地(田畠宅地を除く一般の地) 五圓五十錢

### 免稅標準

物品販賣業 賣上金千圓未滿のもの

金錢貸付業 物品貸付業 運轉資本金額 五百圓未滿  
製造業 資本金額 五百圓未滿の者又は職工勞役者

を二人以上使用せざる者

印刷業 出版業 寫真業 職工雇人を通じて二人以上使用

せざる者

席貸業 木質宿 建物賃貸價格五十圓未滿のとき

納稅義務を有する營業者は毎年一月三十日迄に業名及

課稅標準を詳記し政府に届出べし 但し新に開業し

たるものは其際本條の届出となすべし  
新に營業を開始する者は開業の翌年より徵收す

### 所得稅法大要

稅率を左の三種に分つ

第一種 法人の所得 千分の二十五

第二種 所得稅法施行地に於て支拂をなす債券の利子

千分の二十

第三種 右二種に屬せざる所得に付ては左の率に從ふ

(所得金三百圓以上千分の十)(全五百圓以上)

(同十二)(同千圓以上同十五)(同二千圓以

廿四

上同十七) (同三千圓以上同二十) (同五千  
圓以上同二十五) (同一萬圓以上同三十)  
(同一萬五千圓以上略す)

上同十七) (同三千圓以上同二十) (同五  
圓以上同二十五) (同一萬圓以上同三十)  
(同一萬五千圓以上略す)

（同一萬五千圓以上略す）

高一萬分の五 但し印紙税額五十圓以上なるときは五十圓に止め一錢未滿の端數を生ずるときは一錢に切上げ又金高記載あきも證書面に標記したる金額の單位又は其記載により其金高を算出し得るものは其總金額を記載金額と看做す

△委任狀 印紙稅二錢

△終東半形（每壹通）金高貳百圓以（參錢）二圓以（五錢）五千圓以下（拾錢）壹萬圓以下（貳拾錢）二萬圓以下（五拾錢）三萬圓以下（壹圓）五萬圓以下（貳圓）拾

△左の諸帳簿印紙税參錢  
(登記は毎一通、帳簿は一冊一年以内の附入)

爲替手形、銀行預金證書、船荷證券、運送貨物引替券、倉庫預證書、質人證券、倉荷保險證券、株券債券、株式

申込書、地上權永小作権地役権に關する證書、使用貸借、賃貸借、雇傭、寄託、定期金に關する契約証書、定款

及組合契約書、權利の變更、に關する證明、追認承認に  
關する証書、物品切手、賣買仕切書、送狀、受取証、金

高記載なき証書、擔保品差入証書、擔保品預証書、通帳

一身田町 五、一〇八。一身田 豊野 平野 大古曾

稻生村 二、五六七。稻生 野村 野町 中野 上津部田

天名村 一、九五四 御蘭  
合川村 二、四三三 ○三宅 德居 長法寺

禁  
村  
二、九〇六  
礪山  
五祝  
秋永  
郡山

上野村三〇七九  
○上野千里中瀬少知野

栗眞村  
日林  
二五九  
九九六  
小川 中山。町屋  
南黒田 高佐

白塚村 三、八四一  
○白塚  
川北 瞳合 小野田

高野尾村 一、三七一 野田 山室  
○高野尾 里

棕本村二、四〇一。棕本  
明村三、〇三五。林忍田楠原中繩楠平尾

萩原 福徳  
飯野村 一八三六。西條 寺家 安塚 地子町新田

預けたる元金を其儘

据へ置くときは

○ 河原町村人口及大字名

江島 寺家

神戸町 三、八五八 常盤町 萱町 十日市町 矢  
田部 川町 地子町 小山町  
新町 石橋町 竪町 西町  
鍛治町 十日市場 本多町

郡市名	役所位置	町村數	面積 八ヶ岳	人口
河曲村	二、六三五	○河田	野邊	竹野
一ノ宮村	三、四九九	國分	山邊	十宮
箕山村	二、三二一	上箕田	林崎	中箕田
玉垣村	四、四三八	下箕田	南堀江	北堀江
若松村	四、二二五	○玉垣	肥田	矢橋
		○南若松	中若松	柳
				土師
				前條
				岸岡
				北若松

合計	三百哩以上未滿	一百哩以上未滿	五十人以上未滿	百人以上未滿	三百人以上未滿	三百人以上未滿	三百人以上未滿
飯南郡	多氣郡	度會郡	阿山郡	松相郡	上野郡	相模郡	多摩郡
名賀郡	志摩郡	北牟婁郡	尾烏郡	鷲名郡	新澤郡	可坂村	南氣郡
宇治山田市	津市	宇治山田市	木津川町	西木町	西木町	町	度會町
南牟婁郡	北牟婁郡	北牟婁郡	鳥羽町	新町	新町	町	阿山町
四日市市	四日市市	四日市市	鷲名町	木津町	木津町	町	多氣町
字治山田市	津市	字治山田市	西木町	西木町	西木町	町	志摩町
合計	三百哩以上未滿	一百哩以上未滿	五十人以上未滿	百人以上未滿	三百人以上未滿	三百人以上未滿	三百人以上未滿

廿六	二、七、三	三、七、三	三、七、三	三、七、三	三、七、三	三、七、三	三、七、三
二、六、三							
西、三							
四、二五							
六、三四							
七、四四							
八、三							
九、六四							
十、古六							
十一、五二							
十二、三							
十三、三							
十四、二六							
十五、一六							

### ○汽車賃割引規定

但一團二十人以上にして片道二十五哩以上に乘車する場合に限る	三百哩以上未滿	二百哩以上未滿	一百哩以上未滿	五十人以上未滿	百人以上未滿	三百人以上未滿	三百人以上未滿
	三百哩以上未滿	二百哩以上未滿	一百哩以上未滿	五十人以上未滿	百人以上未滿	三百人以上未滿	三百人以上未滿
	三百哩以上未滿	二百哩以上未滿	一百哩以上未滿	五十人以上未滿	百人以上未滿	三百人以上未滿	三百人以上未滿
	三百哩以上未滿	二百哩以上未滿	一百哩以上未滿	五十人以上未滿	百人以上未滿	三百人以上未滿	三百人以上未滿
	三百哩以上未滿	二百哩以上未滿	一百哩以上未滿	五十人以上未滿	百人以上未滿	三百人以上未滿	三百人以上未滿
	三百哩以上未滿	二百哩以上未滿	一百哩以上未滿	五十人以上未滿	百人以上未滿	三百人以上未滿	三百人以上未滿
	三百哩以上未滿	二百哩以上未滿	一百哩以上未滿	五十人以上未滿	百人以上未滿	三百人以上未滿	三百人以上未滿
	三百哩以上未滿	二百哩以上未滿	一百哩以上未滿	五十人以上未滿	百人以上未滿	三百人以上未滿	三百人以上未滿

### ○河原田驛よりの哩數及二等賃錢表

(通行稅ヲ含マズ)

長高大甲水東横須賀	横須賀	静濱豊岐桑名	桑名	四驛
野崎宮府戸京濱	京濱	岡松橋	橋	上名
和歌舞京奈上大富金福敦山松津龜	龜	驛		
坂山鶴都良野津山澤井賀田坂	坂	山	山	名
大和國権原宮に即位	即位	即位	即位	即位
皇祖天神を鳥見山に祭る				

### ○國史略年表

五四三二	御代數	天皇
孝昭	安寧	綏靖
二二二二	紀元	一神武
二二二二	四	

一〇	孝安	六七八九	孝靈	六七八九
一	崇神	一〇三四七	開化	一〇三四七
二	垂仁	五七五七五七五七	垂仁	五七五七五七五七
三	景行	六糸六糸六糸六糸	即位	即位
四	成務	七九七九七九七九	即位	即位
五	仲哀	全全全全全全	即位	即位

一五	應神	八六一
一六	仁德	九四九
一七	履仲	九七三
一八	反正	一〇六〇
一九	允恭	一〇七三
二〇	安康	一一三
二一	雄畧	一二六
二二	顯宗	一二三
二三	清寧	一二三
二四	仁賢	二二八
二五	武烈	二二五八
二六	繼體	二二七三
二七	安閑	二二九一

廿八

1

一三七 養老 美濃に行幸 絹絰の寸を定む  
一三八 神龜 即位 都の家根に瓦を葺しむ  
一三九 天平 異端妖術を嚴罰す  
一四〇 皇后悲田院施藥院を起す

一四六四  
一四六五  
一四六六  
一四六七

弘仁  
大同  
最澄空海唐に入る  
最澄坂朝天台宗を傳ふ  
即位空海坂朝真言宗を傳ふ  
即位渤海來貢  
始て藏人所を置く

一四七六	空海高野山金剛峯寺創建
一四八一	藤原冬嗣勸學院創建
玉三	淳和
一四八三	即位
一四八四	天長
玉四	仁明
一四九三	即位 武藏に悲田院を置く
一四九四	承和 藤原常嗣遣唐持節大使
一五〇六	嘉祥
玉五	文德
一五〇	即位
一五一	仁壽
一五二	即位
玉六	齊衡
一五二	天安 藤原良房太政大臣
一五二	即位 良房攝政人臣攝政の始
一五二	貞觀 八幡祠を山城男山に創建す
玉七	陽成 即位 基經攝政
一五二	元慶

元	光孝	一三四	即位	基經關白關白の始
元	宇多	一五四	仁和	一四五
元	一五四七	一五四九	寛平	一五五
六〇	醍醐	一五七	一五五四	遣唐使を廢す
六〇	一五七	一五九六	昌泰	即位
一五九六	延喜	一五六一	菅原道真左遷	三代實錄成る
一五八三	延長	一五九〇	道真の本官を復す	
六一	朱雀	一五九一	承平	即位 瘟饑者を施藥院に收む
一五九一	一五九六	天慶	一五六〇	平將門誅に伏す
一六〇一	一六〇六	天曆	一六〇一	藤原純友誅せらる
空	村上	一六〇六	即位	儉約法を定め物價を減定す
空	一六〇七	天德	一六〇七	天曆
空	應和	一六〇七	一六〇七	康保
空	即位	一六〇七	即位	始て延喜式を頒つ
空	冷泉	一六〇七	冷泉	

六四 圓融	一六三〇	天祿	即位
六五 安和	一六三一	天延	
六六 貞元	一六三二	天元	
京都大震	一六三三		
一六三四 永觀	一六三五		
一六三六 寬和	一六三七		
即位	一六三八		
一六三九 正曆	一六三〇		
兼家關白尋で道隆關白となる	一六三一		
道長關白とある	一六三二 長保		
道長攝政	一六三三 寬弘		
即位	一六三四		
即位	一六三五 長和		
道長攝政	一六三六		
六六 後一條	一六三七		
六七 寛仁	一六三八		
賴道攝政	一六三九		

一六一 治安 源賴光卒す

一六四 萬壽

一六八 長元

一七〇 長曆

一七二 寛德

一七五 治曆

一七六 永承

一七八 天喜

一七八 康平

一七九 治曆

一七三 前九年の役終る

一七四 即位

一七五 始て記録所を置く

一七六 斗升の法を定む

一七七 承保

一七八 承暦

一七九 永保

一七〇 應徳

一七一 興福寺僧徒多武峰を焚く

一七四 宽治

一七五 嘉保

一七六 永長

一七七 承徳

一七八 長治

一七九 喜承

一七八 天仁

一七七 永久

一七六 天永

一七五 天治

一七四 大治

一七三 天承

一七二 長承

一七一 保延

一七〇 保安

一七九 崇徳

一七八 天祐

一七七 嘉保

一七六 長治

一七五 喜承

一七四 宽治

一七三 嘉保

一七二 長治

一七一 喜承

一七〇 治承

一七九 治承

一七八 治承

一七七 治承

一七六 治承

一七五 治承

一七四 治承

一七三 治承

一七二 治承

一七一 治承

一七〇 治承

一六九 治承

一七四 治承

一七五 治承

一七六 治承

一七七 治承

一七八 治承

一七九 治承

一七一 治承

一七二 治承

一七三 治承

一七四 治承

一七五 治承

一七六 治承

一七七 治承

一七八 治承

一七九 治承

一七一 治承

一七二 治承

一七三 治承

一七四 治承

一七五 治承

一七六 治承

一七七 治承

一七八 治承

一七九 治承

一七一 治承

一七二 治承

一七三 治承

一七四 治承

一七五 治承

一七六 治承

一七七 治承

一七八 治承

一七九 治承

一七一 治承

一七二 治承

一七三 治承

一七四 治承

一七五 治承

一七六 治承

一七七 治承

一七八 治承

一七九 治承

一七一 治承

一七二 治承

一七三 治承

一七四 治承

一七五 治承

一七六 治承

一七七 治承

一七八 治承

一七九 治承

一七一 治承

一七二 治承

一七三 治承

一七四 治承

一七五 治承

一七六 治承

一七七 治承

一七八 治承

一七九 治承

一七一 治承

一七二 治承

一七三 治承

一七四 治承

一七五 治承

一七六 治承

一七七 治承

一七八 治承

一七九 治承

一七一 治承

一七二 治承

一七三 治承

一七四 治承

一七五 治承

一七六 治承

一七七 治承

一七八 治承

一七九 治承

一七一 治承

一七二 治承

一七三 治承

一七四 治承

一七五 治承

一七六 治承

一七七 治承

一七八 治承

一七九 治承

一七一 治承

一七二 治承

一七三 治承

一七四 治承

一七五 治承

一七六 治承

一七七 治承

一七八 治承

一七九 治承

一七一 治承

一七二 治承

一七三 治承

一七四 治承

一七五 治承

一七六 治承

一七七 治承

一七八 治承

一七九 治承

一七一 治承

一七二 治承

一七三 治承

一七四 治承

一七五 治承

一七六 治承

一七七 治承

一七八 治承

一七九 治承

一七一 治承

一七二 治承

一七三 治承

一七四 治承

一七五 治承

一七六 治承

一七七 治承

一七八 治承

一七九 治承

一七一 治承

一七二 治承

一七三 治承

一七四 治承

一七五 治承

一七六 治承

一七七 治承

一七八 治承

一七九 治承

一七一

一八六 建永 專修念佛宗を禁じ僧源空を讃岐に親鸞を越後に流す

八七〇 仁治 即位 時賴執權

八九〇 八後嵯峨 即位 時賴執權

九〇二 寛元

九〇三 宽元

九〇六 寶治

九〇七 守護地頭の濫行を禁ず

九〇九 建長

九一〇 京都大火

九一三 日蓮法華宗を開く

九一六 康元

九一七 正嘉

九一九 正元

九二〇 即位

九二一 山野河海領有法を定む

九二二 隆時

九二三 弘長

九二四 時宗執權

九二五 文永

九二六 即位

九二七 元使

九二八 五人を相模龍の口に斬る

九二九 建治

九三〇 文應

九三一 弘安

九三二 弘長

九三三 文永

九三四 即位

九三五 正元

九三六 建治

九三七 文應

九三八 弘安

九三九 弘長

九四〇 時宗執權

九四一 文永

九四二 即位

九四三 元兵大舉來寇 我軍大勝

九四四 弘安

九四五 文應

九四五 弘安

九四五 文永

九四五 即位

九四五 正應

九四五 鎮西探題を置く

九五〇 伏見

九五〇 後宇多

九五〇 龜山

九五〇 宽元

九五〇 即位 時賴執權

九五〇 岐に親鸞を越後に流す

九五

二〇〇	稱光	二〇七三	即位
二〇一	後花園	二〇八六	正長
二〇二		二〇八九	卽位
二〇三		二〇一四	永享
二〇四		二〇一九	嘉吉
二〇五	文安	二〇二三	赤松滿祐將軍義教を弑す
二〇六		二〇二九	寶德
二〇七		二〇三三	義政將軍 成氏關東管領
二〇八		二〇三五	康正

二二七	長祿	太田資長江戸城を築く
二二八	寛正	
二二九	文正	即位 義政義視を嗣ぐ
二三〇	應仁	義政の亂起る
二三一	文明	山名宗全細川勝元卒す
二三二	應仁	應仁の亂終る
二三三	東山	義政東山に銀閣を造る
二三四	長享	
二三五	延徳	應仁以來停止の諸節會を復す
二三六	明應	コロンバス亞米利加を發見す

一〇三	後柏原	三六〇	即位
二六一	文龜	即位の資を諸國に課す	
二六四	永正		
二八一	大永	即位 德政を行ふ	
二八六	享祿		
二九三	天文	細川晴元一向宗と戦ふ	
二九九	細川晴元	葡萄牙人來る	
三〇一	弘治	葡萄人鐵砲を傳ふ	
三〇三	毛利元就	天守敷傳來	
三〇九	陶晴賢	大内義隆を弑す	
三一五	元就	毛利元就晴賢を殺す	
三二一	信玄	謙信信玄川中島に戦ふ	
三二六	即位	元就周防長門を取る	
三二七	元就		
三二八	永祿		
三二九	信長	義元を桶狭間に斬る	
三三〇	秀忠	松永久秀將軍義輝を弑す	
三三一	信玄	瀧川一益伊勢の諸城を徇ぐ	
三三七	信昭	信長義昭を奉じて入京	
三三八	元龜	姉川の戦	

三三一	天正	足利氏亡ふ 信長家康長篠に勝頼を破る 信長安土城に移る
三三二	天正	武田氏亡ふ 信長光秀に弑せらる 秀吉山崎に光秀を誅す 賤ヶ嶽の戦 大阪築城
三三三	天正	長湫の戦 聚樂第を造る
三四四	天正	秀吉關白 四國を定む
三四五	天正	即位 方廣寺を建つ
三四六	天正	秀吉九州を定む
三四七	天正	秀吉北條氏を討つ
三四八	文祿	朝鮮征伐
三四九	慶長	山城大地震
三五〇	慶長	朝鮮再征
三五一	慶長	秀吉薨す 五大老盟約す
三五二	慶長	關原の戦
三五三	慶長	秀忠將軍

一〇七	後水尾	三七一	三九〇	和蘭通商を許す
三七二		三七二	三九一	名古屋城を修築す
三七三		三七三	三九二	南蠻人の交易を許す
三七四		三七四	三九三	天主教の布教を禁す
三七五	元和	三七五	三九四	大阪冬の陣
三七六		三七六	三九五	大阪夏の陣
三七七	家康薨す	三七七	三九六	家康薨す
三七八		三七八	三九七	日光廟成る 朝鮮來聘
三七九	寛永	三七九	三九八	家光將軍
三八〇		三八〇	三九九	西班牙通商を請ふ 許さず
三八一	即位	三八一	三九〇	即位 山田長政方物を献す
三八二	参勤交代の制を定む	三八二	三九一	参勤交代の制を定む
三八三	島原の亂	三八三	三九二	島原の亂
三八四	海外渡航を禁す	三八四	三九三	海外渡航を禁す
三八五	即位 墓天海寂す	三八五	三九四	即位 墓天海寂す
三八六	正保	三八六	三九五	正保
三八七	明國援兵を請ふ	三八七	三九六	明國援兵を請ふ
三八八	慶安	三八八	三九七	慶安
三八九	中江藤樹歿す	三八九	三九八	中江藤樹歿す
三九〇	江戸大地震	三九〇	三九九	江戸大地震
三九一	家綱將軍	三九一	三九〇	家綱將軍 由井正雪叛を謀

二〇 後西院	三四四	即位 隠元黄檗宗を唱ふ	二〇一 寛保	一橋家起る
	三四五	明暦	二〇四 延享	男女衣服調度の華奢を禁す
	三五五		二〇五 桃園	家重將軍
	三五六		二〇六 寶曆	即位
二一 靈元	三五五	即位 武家諸法度を發す	二〇七 寶曆	武内式部追放せらる
	三五六	寛文	二〇八 宽延	家治將軍 江戸大火
	三五七	明亡び清代る	二〇九 后櫻町	即位 寺院の改宗を禁す
二二 延寶	三五八	即位	二一〇 后桃園	即位
	三五九	四國中國九州大洪水	二一一 光格	山縣大貳等刑せらる
	三六〇	綱吉將軍	二一二 天明	江戸大火
二三 東山	三六一	天和	二一三 安永	合衆國獨立を宣言す
	三六二	越後騒動處分	二一四 天明	江戸大火
	三六三	即位	二一五 寛政	家齊將軍松平定信老中
二四 横町	三六四	貞享	二一六 長州再征	高僧なる衣服等の賣買を禁す
	三六五	天文方を置く 服忌令を定む	二一七 明治	和學講談所を建つ 定信罷む
	三六六	即位	二一八 享和	本居宣長歿す
二五 天文	三六七	大坂堂島米相場を開く	二一九 光格	
	三六八	赤穂義士復讐	二二〇 今上	
	三六九	寛永	二二一 仁孝	
	三七〇	湯島聖堂成る	二二二 天保	
二六 中御門	三七一	即位 家宣將軍	二二三 仁孝	
	三七二	正徳	二二四 文政	
	三七三	朝鮮の待遇を改む	二二五 弘化	
	三七四	享保	二二六 天保	
	三七五	吉宗將軍	二二七 仁政	
	三七六	光琳歿す	二二八 安政	
	三七七	即位	二二九 仁政	
二七 横町	三七八	清船渡來を毎年四艘となす	二三〇 仁政	

二八 文化	二四四	露人長崎に來りて通商を請ふ	二四一 寛保	一橋家起る
	二四五	間宮林藏樺太を檢す	二四二 延享	男女衣服調度の華奢を禁す
二九 仁孝	二四五	水戸治紀大日本史を上梓す	二四三 桃園	家重將軍
	二五〇	即位 高田屋嘉兵衛歿す	二四四 寶曆	即位
	二五〇	伊能忠敬歿す	二四五 光格	武内式部追放せらる
二九 天保	二五〇	外船擊退の令を發す	二五〇 今上	家治將軍 江戸大火
	二五〇	水野忠邦老中 米價騰貴す	二五一 仁孝	即位
	二五〇	家慶將軍 大塩平八郎の亂	二五二 仁孝	空米相場を禁す
	二五〇	蘭船長崎に來り國書を呈す	二五三 仁政	大岡忠相封一萬石を賜ふ
三〇 孝明	二五〇	即位 外船互市を乞ふを奏問す	二五四 弘化	寛延
	二五〇	ペルリ浦賀に來航 家定將軍	二五五 天保	男女衣服調度の華奢を禁す
	二五〇	神奈川條約締結	二五六 仁政	家重將軍
	二五〇	ハルリス下田に來る	二五七 仁政	即位
三一 安政	二五〇	家茂將軍 安政の獄起る	二五八 仁政	大岡忠相封一萬石を賜ふ
	二五〇	井伊直弼櫻田門外に殺さる	二五九 仁政	寛保
	二五〇	英佛諸國に使を派遣す	二六〇 仁政	一橋家起る
	二五〇	攘夷の勅下る 生麥事件	二六一 仁政	男女衣服調度の華奢を禁す
	二五〇	七卿長州に走る	二六二 仁政	家重將軍

二六 仁政	二五〇	太陰曆を廢す	二五九 仁政	即位
	二五〇	地租改正 岩倉具視飯朝	二六〇 仁政	武内式部追放せらる
	二五〇	西郷板垣征韓論あり官を辭す	二六一 仁政	家治將軍 江戸大火
	二五〇	佐賀の亂 台湾征討	二六二 仁政	即位
二七 仁政	二五〇		二六三 仁政	空米相場を禁す

二五三 露天國境を定む 江華島の變  
二五六 帶刀を禁す 熊本萩の亂  
二五七 西南の亂 始て博覽會を東京に開く 赤十字社を設く  
二五八 大久保利通害死 竹橋騒動  
二五九 沖繩縣を置く 教育令發布  
二六〇 板垣退助自由黨を組織す  
二六一 國會開設の詔下る  
二六二 軍人へ勅諭を下し給ふ 日本銀行創立  
二六三 朝鮮の變  
二六四 官報發行 岩倉具視薨  
二六五 華族令を定め五等爵を設く  
二六六 朝鮮の變  
二六七 橫須賀鎮守府開始  
二六八 天津條約 官制改革  
二六九 學位令を定む  
二七〇 市町村制を定む 榆密院創置  
二七一 憲法發布 皇太子冊立  
二七二 帝國議會開設 教育勅語下る  
二七三 三條實美薨す 濃尾大地震  
二七四 日清開戰 平壤黃海の戰

### ● 色について

原色	赤	青	黃
間色	橙	紫	綠
再間色	茶褐色	橄欖色	
餘色	紫ト黃	綠ト赤	橙ト青
混合色	赤+黃=橙色	赤+青=紫色	赤+黃+青=綠色
	青+黃=綠色	青+赤=茶褐色	青+白=黃色
	白+黃=米色	白+赤=桃色	白+青=白色
	黑+赤=海波色	黑+青=黑色	黑+白=黑色
	岱赭+黃=橙色	岱赭+青=海波色	岱赭+白=黃色
	紫+黑=黃色		

色ノ配合

赤	黃	藍	綠	佳
藍	綠	良	ナレ	モ
董	董	董	董	董
不快	良ナレ	モ	佳	佳

### ● 應急治療法

應急治療法とは凡て突然發せし病氣の手當法の事にて假令は腹痛吐瀉火傷卒倒電擊等の非常なる場合にて逆も醫師の來診をまつべからざる際に施す凡ての手當を應急治療法といふされば種々の應急治療法は十分記憶しおかざるべからず今左に其大要を記さん

打撲 打撲とはうちみの事なりこの場合には局部を冷水 硼酸水等にて温せる布片を以て罨包すべし  
咬傷 人若し犬又は鼠に咬まれたる時は先づ其咬傷部に口をあて痛を耐めて思ひ切り血を吸ひ出すか又はその部を温湯内に入れ暫時出血せしむべし而る後苛

旅順占領 威海衛占領 嬌和成る 臺灣 我國の有となる 遼東還附

英照皇太后崩御 布哇米國に合す 改正條約實施 内地難居

北清事變 日露開戰 遼陽占領 旅順陷落 奉天占領 日英同盟 廣張 大使館設置 大艦觀式

韓國我軍の保護國となる 戊申詔書を下し給ふ 伊藤博文ハルビンにて韓人に銃殺せらる

韓國を併合し朝鮮と名づく 日英協約改訂

日露開戰 遼陽占領 旅順陷落 奉天占領 日英同盟 廣張 大使館設置 大艦觀式

韓國我軍の保護國となる 戊申詔書を下し給ふ 伊藤博文ハルビンにて韓人に銃殺せらる

韓國を併合し朝鮮と名づく 日英協約改訂

日露開戰 遼陽占領 旅順陷落 奉天占領 日英同盟 廣張 大使館設置 大艦觀式

韓國我軍の保護國となる 戊申詔書を下し給ふ 伊藤博文ハルビンにて韓人に銃殺せらる

韓國を併合し朝鮮と名づく 日英協約改訂

日露開戰 遼陽占領 旅順陷落 奉天占領 日英同盟 廣張 大使館設置 大艦觀式

韓國我軍の保護國となる 戊申詔書を下し給ふ 伊藤博文ハルビンにて韓人に銃殺せらる

韓國を併合し朝鮮と名づく 日英協約改訂

日露開戰 遼陽占領 旅順陷落 奉天占領 日英同盟 廣張 大使館設置 大艦觀式

韓國我軍の保護國となる 戊申詔書を下し給ふ 伊藤博文ハルビンにて韓人に銃殺せらる

韓國を併合し朝鮮と名づく 日英協約改訂

日露開戰 遼陽占領 旅順陷落 奉天占領 日英同盟 廣張 大使館設置 大艦觀式

韓國我軍の保護國となる 戊申詔書を下し給ふ 伊藤博文ハルビンにて韓人に銃殺せらる

韓國を併合し朝鮮と名づく 日英協約改訂

日露開戰 遼陽占領 旅順陷落 奉天占領 日英同盟 廣張 大使館設置 大艦觀式

韓國我軍の保護國となる 戊申詔書を下し給ふ 伊藤博文ハルビンにて韓人に銃殺せらる

韓國を併合し朝鮮と名づく 日英協約改訂

日露開戰 遼陽占領 旅順陷落 奉天占領 日英同盟 廣張 大使館設置 大艦觀式

韓國我軍の保護國となる 戊申詔書を下し給ふ 伊藤博文ハルビンにて韓人に銃殺せらる

韓國を併合し朝鮮と名づく 日英協約改訂

性加里焰白金等にて創部を焼灼するか或は吸出し後二十倍の石炭酸水にて洗ふを良とす

蝮に咬まれたる時は先づ創所の上部を紐にて緊縛し而して後咬傷部を焼灼するか又は口にて吸ひ毒液を去り硝砂精を塗布し其上に二十倍の石炭酸水を満せるガーゼを當て綿帶を堅くなすべし

出血 創傷を被むり大なる出血あるに方りては甚だしき危險をなすものにして時に或は瞬時に生命を失ふことありかゝる場合には應急の手當として先衣帶を解かしめ創所を撫じ流血甚しきを見れば即時已の指頭を以て出血所を強壓するか或は手巾を創所に當て上を手にて壓し同時に出血部をわぐるを良とす或は其創四肢の一部あるときは直に紐手巾細帯ズボン吊手拭の類にて創傷の上方二三寸の所を緊縛し一時血液循環を遮止して出血ながらしめ速かに醫を招くべし此緊縛二時間以上を越ゆべからず

鼻血 鼻血ある時は身体を靜にし仰に臥せしむるか頭を後へ垂れる氣味にて襟巻カラーラ等を除去し病臥の人あらば被服を去り水に少許の醋を混じたる水か又は明礬水をしましたる脱脂綿栓を挿入すべし此の如

くして尙止まされば清潔なる布片にて鼻孔を閉塞し置き而して醫を招くべし  
吐血咯血 胃中より出づる血を吐血といひ肺臓より出で来る血を咯血といふ

之が應急治法は可成患者を安靜ならしめ頭を低くせしめ前者は胃部後者は心部に水囊を貼し冰片又是一食匙の食鹽を少量の水にて嚥下せしめ堅く談話を禁じ可成暖歎せざる様になすべし

火傷 火焰熱湯火薬爆發蒸氣腐蝕性薬液の爲めに蒙る創傷を火傷(ヤケド)といふ火傷の度弱しと雖も其部大にして身軀全面の三分の一以上に彌る時は大抵死亡を免れざるものとす火傷の際被服に火の移り居る時は直に傍の布衣類蒲團等を取り被害者を被ふて火を消すべし倘て後被害者の衣を解き之に温湯又は茶酒精等の飲料を與ふ極めて輕きは冷したる後リスリシを塗抹すべし

日射病 日射病にかかりたる時は先づ衣を脱せしめ頭部及胸部に冷水器法をなすか或は全身を被ふに冷水に浸したる布を以てし且冷水を呑ましめ或は冷水灌腸を行ふべし但し此際前以て脱衣せしめ木蔭又は室

内に憇はしめ頭を高くし安臥せしめて行ふべしもし人事不省又は呼吸不利あらば人工呼吸を行ひ速に醫を招くべし

電擊 雷電の振撃を受け人事不省に陥りたるものは新鮮なる空氣中に輸送し人工呼吸を施すべし

市街に架せる導線に觸れて斃れたる場合には先づ導線を断つか或は被害者の足を地より離れしめ足下に衣服毛布蒲團硝子を置き電氣の交流を絶つべし

窒息 窒息とは突然氣管の塞がりて呼吸つまり氣絶するに至るものなり此は屡咽喉の病氣例ば實扶的里亞の如き病により来る此の如き時は醫を招くこと勿論なり 其他窒息の場合には速に空氣の新鮮なる所につれ行き衣を解き人工呼吸を施すべし  
らば人工呼吸を行ふべし

吐瀉 吐瀉の場合には患者を溫暖なる褥中に臥さしめ

両方のふくら脛に芥子泥を貼し腹部へ温罨法を施し酒精飲料を少し寃與へ飯汁牛乳の煮たるもの半熟の卵等を食せしめ醫を請ふべし

腹痛 腹痛の場合には同じく褥中にて腹部に温罨法を施し温罨飲料を與ふべし

中毒 諸種の中毒にありては生命危険なれば指を以て咽頭を摩し速に毒物を吐出せしめ又は微温湯の多量を服用せしむるか牛乳鶏卵等の多量を與へ置き以て醫の來るを待つべし

若し煙草マンダラケ或は菌類魚類の中毒なるを知らは濃き珈琲を呑ましめ胸又は首に芥子泥を貼し頭部に水囊を載すべし時としては人工呼吸を行ひ又毒物を吐出せしむるこ肝要なり

青酸中毒(未熟の果實中毒は多くは之れ也)失神痙攣せ手足には温罨法を施すべし又酢一合に水三合を混ぜ

じたるもの或は食鹽五夕程を水二合に解したるもの  
を灌腸す

#### 人工呼吸法(ジルウエスナル法)

假死者を仰臥せしめ背部に枕又は小蒲團を置きて胸部を高くし術者(人工呼吸を施す人)は假死者の頭部にありて両手にて之が肘關節部を握り上方頸の両側まで提舉す之により胸部に呼氣運動を營ましむるなり二秒の後再び下降して肘を舊位に復し同時に胸の両側を壓し肺中の空氣を呼出せしむかくして一時十五回の割合に此運動をなすなり大抵十分乃至二十分時中には呼吸をふき返す但し此際ビンセットの如きものにて舌を牽き出さしめ置くこと肝要なり

#### ○牛乳飲用法

方今小兒を養育するに母乳に替ふるに牛乳或はコンデンスミルクを用ふること漸次一般の風習となれるに其適當なる調度を知るもの少し今左に注意及用法を掲ぐ一、牛乳は必ず沸騰して用ふべし二、薄めるには必ず沸騰水を用ひ生水を用ふべからず

#### 三、容器及乳首護謨管は時々沸騰水を以て之を洗滌すべし

#### 四、薄める割合

	牛乳	煮沸水	スミルク	煮沸水
一ヶ月乃至三ヶ月	一分	三分	一分	二二分
四ヶ月乃至六ヶ月	一分	二分	一分	一八分
七ヶ月乃至九ヶ月	一分	一分	一分	一二分
十ヶ月以上	二分	一分	一分	六分

柿と蟹梅醋と陳蕃麥と猪

桃と砂糖は陰合せなり

#### ○徵兵規則摘要

義務年齢 重罪の刑に處せられたる者の外は帝國臣民として滿十七年より滿四十年迄の男子は皆兵役に服する義務あり

適齡届 二十歳未満にして現役を終へたる者及現役中の者の外は毎年一月より十二月までに滿二十歳と爲る者は其年の一月中に又學校若くば外國に在るの故を以て徵集を猶豫せらるゝ者にして二十八歳若くば

三十二歳迄に其事故止みたる者は十四日以内に書面を以て(戸主に非ざるものは戸主より)本籍の市町村役場へ届出を爲すを要す

免役 瘦疾又は不具者にして徵兵検査規則に照し兵役に堪へざる者は兵役を免す○検査に合格するども入營前に瘦疾又は不具と爲り永久兵役に堪へ難きもの亦同じ

徵集を延期せらるゝ者

一、体格完全且強壯なるも身幹未満定尺者

二、疾病中又は病後にして勞役に堪へざる者

(次年に於て仍は徵集に適せざる者は國民兵役に

服せしむ

三、公權の剥奪若くば停止を附加す可き重輕罪の爲め訊問若くば拘留中の者

四、徵集に應する時の其家族自活し能はざるの確証ある者 但本人の願に由る○其事故三箇年を過ぐるも尙止まざる者は國民兵役に服せしむ

徵集を猶豫せらるゝ者

在校者 滿十七歳以上二十八歳以下にして官立學校(小學校及選科等の別科を除く)府縣立師範學校中學

學校若くば文部大臣に於て中學校の學科程度と同等以上と認めたる學校若くば文部大臣の認可を経たる學則に依り法律學政學理財學を教授する學校に在る者は本人の願により滿二十八歳迄徵集を猶豫す其事故二十八歳迄に止み又は之を過ぐるも仍ほ止まざる者は抽籤の法に依らずして之を徵集す

#### 兵役

##### 常備兵役

現役(陸軍は三箇年海軍は四箇年)にして滿二十才に至りたる者之に服す

豫備役(陸軍は四箇年四箇月海軍は三箇年)にして現役を終りたるもの之に服す

##### 後備兵役

(陸軍は十箇年海軍は五箇年)にして常備兵員に至りたるもの之に服す

##### 補充兵役

陸軍十二箇年四箇月にして其年所要の現役兵員に超過する者の中所要の人員之に服す

海軍一ヶ年にして其年所要の現役兵員に超過する者之れに服す

國民兵役

第一國民兵役後備兵役及第一補充兵役を終りたるもの之に服す

第二國民兵役常備兵役及後備兵役補充兵役第一國民兵役にあらざるもの之れに服す

徵集

通則 步兵隊の兵員は聯隊毎に其師管の一聯隊區第  
一師管に在りては二聯隊區より其他の兵員は其師  
管各聯隊區より徵集す但し要員に充し能はざる時  
は他の聯隊區若くば他の師管より其不足を補充す  
ることを得

特則 近衛の歩兵隊及騎兵隊の兵員は各師管より其  
他の兵は第一師管より徵集す

鐵道隊の兵員は第一、第二、第三、第四、第八、第九、  
師管より徵集す

海軍兵員は各師管區内沿海及嶼嶼を包括する聯隊  
區より徵集す

抽籤 身体検査に合格したる壯丁は徵兵順序を定む  
る爲徵集區域毎に体格の等位及兵種を分ち抽籤を行ふ  
○寄留地徵募區の身体検査に於て合格したる

○帝國陸軍配置表

八 第 (前弘)	六 第 (本熊)	四 第 (坂大)	二 第 (臺仙)	衛 近 (京東)	師 團	旅 團	聯 隊	師 團	旅 團	聯 隊
第十六 (秋前)	第四 (弘前)	第十一 (熊本)	第三十二 (和歌山)	近衛第一 (東京)	近衛第一 (東京)	第三 (仙臺)	第二十五 (山形)	近衛第二 (東京)	近衛第二 (東京)	近衛第一 (東京)
第五十七 (弘青前)	第五十一 (秋前)	第六十四 (同前)	第六十 (大熊兒島)	第六十一 (大熊兒島)	第六十七 (大熊兒島)	第六十二 (大熊兒島)	第六十三 (大熊兒島)	第六十九 (大熊兒島)	第六十九 (大熊兒島)	第六十九 (大熊兒島)
前田前森	第五十三 (前森)	第五十三 (前森)	第五十三 (前森)	第五十三 (前森)	第五十三 (前森)	第五十三 (前森)	第五十三 (前森)	第五十三 (前森)	第五十三 (前森)	第五十三 (前森)
九 第 (澤金)	七 第 (川旭)	五 第 (島廣)	三 第 (屋古名)	一 第 (京東)	師 團	旅 團	聯 隊	師 團	旅 團	聯 隊
第三十一 (富山)	第六 (金澤)	第十四 (同)	第二十一 (旭川)	第二十一 (廣島)	第二十一 (廣島)	第三十 (名古屋)	第五 (名古屋)	第一 (東京)	第二 (東京)	第一 (東京)
第六十九 (富江澤)	第六十七 (金澤)	第六十五 (同)	第六十五 (同)	第六十五 (同)	第六十五 (同)	第六十五 (同)	第六十五 (同)	第六十九 (甲府)	第六十九 (甲府)	第六十九 (甲府)
第六十九 (江澤)	第六十七 (金澤)	第六十五 (同)	第六十五 (同)	第六十五 (同)	第六十五 (同)	第六十五 (同)	第六十五 (同)	第六十八 (名古屋)	第六十八 (名古屋)	第六十八 (名古屋)
第六十九 (江澤)	第六十七 (金澤)	第六十五 (同)	第六十五 (同)	第六十五 (同)	第六十五 (同)	第六十五 (同)	第六十五 (同)	第六十一 (岐阜)	第六十一 (岐阜)	第六十一 (岐阜)
第六十九 (江澤)	第六十七 (金澤)	第六十五 (同)	第六十五 (同)	第六十五 (同)	第六十五 (同)	第六十五 (同)	第六十五 (同)	第五十七 (東京)	第五十七 (東京)	第五十七 (東京)
第六十九 (江澤)	第六十七 (金澤)	第六十五 (同)	第六十五 (同)	第六十五 (同)	第六十五 (同)	第六十五 (同)	第六十五 (同)	第五十三 (京府)	第五十三 (京府)	第五十三 (京府)
第六十九 (江澤)	第六十七 (金澤)	第六十五 (同)	第六十五 (同)	第六十五 (同)	第六十五 (同)	第六十五 (同)	第六十五 (同)	倉京	倉京	倉京

者は該徵募區の壯丁と混同して抽籤を行ふ○抽籤  
總代人は其年の壯丁に就き聯隊區徵兵參事員之を  
選定す其人員は適宜とす

○帝國海軍力

艦種	隻數	噸數
戰艦	一五	一二三三、一九四
一等巡洋艦	一三	一三八〇、五二
二等巡洋艦	七	三八、一五六
三等巡洋艦	一三	四三、七一五
海防艦	九	三四、三九二
驅逐艦	六九	九、三五九
潛水艦	六一	一、五四一
通報艦	二	一四、六二〇
水雷母艦	五九	五一三、〇二七
合計	一三	一一三、〇二七

忠孝の鐘をつけて戦はば

露にも佛にもごいづにも勝

(自家格言集)

八十第 (米留久)	六十第 (都京)	四十第 (宮都宇)	二十第 (倉小)	十 第 (路姫)
第二十四(久留米) 第二十三(大村)	第十九(京都) 第十八(敦賀)	第二十七(水戸) 第二十八(宇都宮)	第十二(小倉) 第三十五(福岡)	第二十(福知山) 第八(姫路)
第五四五六 十六八五 (同久佐大 留米賀村)	第五三九 三十八 (奈京敦 良都賀津)	第五二九 五十六 (高宇都 宮崎宮戸)	第五十七 四十四 (福同小 倉分)	第三十九 四四十 (姫福鳥 知路山取 路)
	七十第 (山岡)	五十第 (橋豊)	三十第 (田高)	一十第 (寺通善)
	第三十三(岡山) 第三十四(松江)	第二十七(豊橋) 第二十九(静岡)	第十五(新發田) 第二十六(高田)	第十 (德島) 第二十二(善通寺)
	第六二五 六十一 (松濱岡福 江田山山)	第六三六 七四 (濱静同豊 松岡橋)	第五五十六 五十八 (高松村 新發田本松 田)	第四六十二 四十三 (高善德 通知)

●郵便規則摘要

一、普通郵便

第一種 一、書狀 二、書狀 にあらざるも郵便法に

依り第一種郵便物として取扱はるべきもの（重量四

又は其端數毎に）金三錢 三、印刷（たる無封書

状及運送狀保険申込書の類にして大部分を印刷した  
る専用の書狀(重量一又又は其相当額每ニ金二錢

を無事の被判（重最十名又は其端題額に金一鉢  
第二重 郡更葉皆 一、通常葉書金一錢五厘 二、往

復葉書金參錢 三、封誠葉書金參錢 私製葉書

第三種 每月壹回以上刊行する定期刊行物（重量二十

匁又は其端數毎に金五厘

注意第三種郵便物は主務官署(一等郵便局)の認可を

得たるものに限る

第四種 記念印刷物 業務用書類 寄興 記念

商口見本及體形 指甲學上の機木(重量三十公分)

第五種 農產物種子(重量二十匁又は其端數毎に)金壹

## 錢容積及び重量の制限

通常郵便容積長一尺三寸幅八寸五分厚五分、（重量）第

卷之三

卷之三

三種乃至第四種郵便物は三百匁 商品見本及雑形に  
在りては百匁  
小包郵便容積長二尺幅二尺厚二尺、幅及厚各五寸以内  
のものは民さを三尺迄伸ばすを得(重量)内地相互間  
内地臺灣、樺太相互間一貫六百匁

二、内地の小包郵便料金

同一郵便區内 普通小包料金四錢、書留小包料金五錢  
普通小包料金 (同一郵便區外)

二百匁迄八錢 四百匁十二錢 六百匁迄十六錢 八  
百匁迄二十錢 一貫匁迄二十四錢 一貫二百匁迄二  
十八錢 一貫四百匁迄三十二錢 一貫六百匁迄三十一  
六錢

書留小包料 二百匁迄十二錢 四百匁迄十八錢 六百  
匁迄二十四錢 八百匁迄三十錢 一貫匁迄三十六錢  
一貫二百匁迄四十二錢 一貫四百匁迄四十八錢 一  
貫六百匁迄五十四錢

三、内國郵便爲替

通常爲替 制限金額證書一枚に付き金百圓爲替料十圓  
迄金六錢（拾圓以上は拾圓毎に五錢増し）  
電報爲替 制限金額證書一枚に付き金百圓爲替料拾圓

四  
大

第五種 肥產物種子（重量二十外又は其端數毎に）金量  
錢容積及び重量の制限



室蠶具の消毒、蠶種の取立、家禽の抱卵、早生蔬  
菜の下種

四月（立夏、孟夏、夏初卯花月） 春土用拾八日頃 穀  
雨廿一日頃、

春暖加はり蒔付移植等の仕事多忙なり、即ち  
胡瓜南瓜糸瓜越瓜西瓜冬瓜夕顔、甘藍、葱萬苣花  
椰菜番椒、刀豆、大小豆、綠肥、大豆等の播種、蠶  
室蚕具の消毒、麥、芸薹、蠶豆等の耕耘を終る 蚕  
種の催青

中下旬に於て蠶種の掃立 胡瓜、南瓜等の移植并  
定植、甘藷の床植、里芋の植付、牛蒡、落花生麻  
の下種葱生姜の植付、家禽の孵化、製茶器準備、  
糲種の浸漬、土當歸の収穫

五月（仲夏、早苗月、臘月） 入十八夜一日頃立夏七日頃  
端午五日 大小豆其他豆類の下種終る、粟稗等の  
播種、苗代田の整地并に糲種の下種、藍の移植、養  
蠶追々多忙、紫雲英の刈取り及其跡作の整地準備  
下旬に至り蚕の盛食期なるを以て摘桑次で上簇等  
にて忙きこと比なし、桑園の耕耘麥の収穫 苗代  
の除害 茶の摘芽、製茶、蔬菜の除草施肥中耕

六月（季夏水無月） 入梅十一日頃 夏至廿一日頃  
晚生大豆、秋小豆、胡麻、黍、稗、粟、夏蕎麥等  
の下種麥、菜種の収穫 蓼の採取販賣 水田の整  
理施肥 二番茶の製造 甘藷の植付馬鈴薯、秋薜  
萬苣、葱類の収穫 蔬菜其他の中耕及施肥 水稻  
の移植 蜜蜂分封 桑茶園の耕耘 蠶豆、豌豆の  
收穫

七月（立秋、文月） 半夏生三日頃小暑八日頃 土用廿  
日頃 大暑廿四日頃 稲作の除草三回を行ふこと  
及灌溉、病虫害の豫防驅除等を怠るべからず 桑  
茶園等の中耕、除草施肥 蔬菜の中耕、施肥或は  
胡瓜茄子南瓜越瓜等の手入并に收穫を始む 夏蠶  
の飼育 蘭の刈取調製。

八月（仲秋、葉月） 立秋八日頃 處暑廿四日頃  
稻田の除草上旬若くは中旬に終る 藍の収穫 麻  
の収穫及調製 大小豆粟黍胡瓜茄子西瓜南瓜越瓜  
番椒等の収穫 風穴蠶兒の飼育 桑園の手入施肥  
薺麥の下種

九月（季秋、菊月、紅葉月） 二十日（一日頃）  
彼岸廿一日頃 秋分廿四日頃

青漬菜類及牛蒡にんじん葱等の収穫 蠶種洗滌  
果樹剪定整枝 麥類鎮壓 農作物調査整理

其他農閑を利用して蠶仕事農具の修理并堆肥の製  
造等を行ふべし

苦にするな金は世上に預けおく

ほしくはやらう働いて取れ

桃梨等果樹の芽接 大根、白菜、小松菜、京菜、  
壬生菜等の下種 胡麻、芋、小豆、菜豆等の収穫  
藍の二回目収穫 泰の収穫 葱、頭葱、萐苣、甘  
藍等の播種 稲田へ紫雲英の下種 茄子、梨子柿、  
葡萄類の成熟取入 竹林の伐採桑茶園蔬菜類の中  
耕施肥并除害 蠶具の片付

十一月（初冬、神無月） 秋土用二十一日頃 霜降廿四日頃  
葱頭等の収穫及軟化 大根、蕪菁、菘菜類の中耕  
施肥 罂粟の下種 菜種の播種 大小麥の選種  
早稻収納 大小麥の種蒔初めてよし 生姜里芋落  
花生等の収穫 蠶具の片付 甘藷の収穫貯藏 促  
成栽培蔬菜の下種

十二月（季冬、師走、極月、蠅月、除月） 冬至廿二日頃  
米の調製 藝薹の移植 麥、芸薹等の追肥中耕  
杉松竹桐百合獨活柿桃梨林檎無花果葡萄等の移植  
并施肥 土當アスパラガス等の軟化着手 大根蕪

斯民之友

終

## 斯民之友附錄

### ○公用文例

#### 公用文

公用文とは通例商人が法律上の規定によりて公衙へ呈出する諸類届書、公衙の布告文その他貸借等に關する証書類などを總括していふなり

#### 諸届様式

##### 一般ノ注意

一此書式ハ普通ノ場合ヲ想像シテ記載シタルモノナルヲ以テ若シ事實ノ相違スルモノアルキハ此書式ニ準據シテ調製スベシ  
例ヘバ届出事件ノ本人ガ戸主ノ弟又ハ姪ナルキハ弟又ハ姪等ト書スルガ如ク又出生届ニシテ私生子等ナルキハ父ノ氏名ヲ省クガ如シ  
二届書ノ文字中年齢日付等ハ一二三十ノ文字ヲ用ヒズ壹貳參拾ノ文字ヲ用フベシ

三届書用紙ハ普通半紙野紙ヲ用フルヲ可トス

四届出人、証人同意者又ハ承諾者ハ各自署シ檢印スルヲ本則トス

若シ自署シタルモ印ナキトキハ捺印セズ其旨ヲ付記シ無筆ニシテ自署シ能ハザルキハ代書セシメテ捺印シ且其旨ヲ付記スベシ

五届用紙ニ野紙ヲ用ヒタルキハ届出人ト宛名トノ間ヲ除ク外ニ空野ヲ存スペカラズ

#### 出生届

何郡何町村大字何處何番屋敷戸主平民何職業何某

何男平民何職業

父 母 職業

何之誰

たれ

出生子

何男

たれ

出生ノ時

明治何年何月何日午前(後)何時

出生ノ場所

何郡何町大字何處何番屋敷

右出生及御届候也

明治何年何月何日

届出人父何之誰

年月日生

何町村戸籍吏 何之 誰殿

## (注意)

- 一 出生届ハ出生ノ日ヨリ十日以内ニ届出ル者トス  
十日以内ニ届出ザルキハ處罰セラル、モノトス  
父疾患病他行等ニ依リ所定ノ期間内ニ届出ヅル能  
ハザルキハ母ヨリ届出ヅベシ父母共ニ届出ヅル  
コト能ハザルキハ左ノ順序ニ依リ届出ヅベシ
- 第一 其家ノ戸主
- 第二 同居者
- 第三 分娩ニ立會タル醫師又ハ産婆
- 第四 分娩ヲ介抱シタルモノ
- 五 届出地ハ父母ノ本籍地、寄留地又ハ出生地トス  
本籍以外ノ地ニ届出ツルキハ届書二通ヲ要シ且  
ツ届書中本籍地記載ノ次ニ寄留地又ハ所在地ト  
特記シ其地ヲ記載スペシ

五十六

右 父 何 之 誰 年月日生  
右 母 職業 た れ

何郡何町村大字何處何番屋敷戸主平民何職業  
何之誰何男平民何職業

妻 何 之 誰 年月日生

右 父 何 之 誰 年月日生  
右 母 職業 た れ

何郡何町村大字何處何番屋敷戸主平民何職業  
何之誰何男平民何職業

妻 何 之 誰 年月日生

右 父 何 之 誰 年月日生  
右 母 職業 た れ

何郡何町村大字何處何番屋敷戸主平民何職業  
何之誰何男平民何職業

妻 何 之 誰 年月日生

右 父 何 之 誰 年月日生  
右 母 職業 た れ

何郡何町村大字何處何番屋敷戸主平民何職業  
何之誰何男平民何職業

妻 何 之 誰 年月日生

右 父 何 之 誰 年月日生  
右 母 職業 た れ

何郡何町村大字何處何番屋敷戸主平民何職業  
何之誰何男平民何職業

妻 何 之 誰 年月日生

右 父 何 之 誰 年月日生  
右 母 職業 た れ

何郡何町村大字何處何番屋敷戸主平民何職業  
何之誰何男平民何職業

妻 何 之 誰 年月日生

右 父 何 之 誰 年月日生  
右 母 職業 た れ

何郡何町村大字何處何番屋敷戸主平民何職業  
何之誰何男平民何職業

妻 何 之 誰 年月日生

右 父 何 之 誰 年月日生  
右 母 職業 た れ

何郡何町村大字何處何番屋敷戸主平民何職業  
何之誰何男平民何職業

妻 何 之 誰 年月日生

## (注意)

- 一 婚姻届出地ハ夫ノ本籍地又ハ寄留地若クハ所在  
地トス
- 二 婚姻届書ハ夫妻本籍地ヲ同フスル場合ニ於テ本  
籍地ニ届出ツルキハ一通、夫妻本籍ヲ異ニスル  
場合ニ於テ夫ノ本籍地ニ届出ツルキ及夫妻本籍  
地ヲ同スルキニ寄留地又ハ所在地ニ届出ツルキ  
ハ二通夫妻本籍地ヲ異ニシタル場合ニ於テ夫ノ  
寄留地又ハ所在地ニ届出ツルキハ三通ヲ差出ス  
ベシ
- 三 夫ノ寄留地ニ届出ツルキハ夫ノ本籍地記載ノ次  
ニ寄留地又ハ所在地ト特記シ其地ヲ記載スペシ
- 四 夫ノ父母ト夫。妻ノ父母ト妻ト本籍地ヲ異ニス

## (注意)

- 夫ノ父及戸主 何 之 誰 年月日生  
夫ノ母 た れ 年月日生  
妻ノ父及戸主 何 之 誰 年月日生  
妻ノ母 た れ 年月日生  
養子縁組居 何 之 誰 年月日生  
養父 何 之 誰 年月日生  
養母 何 之 誰 年月日生  
右 父 何 之 誰 年月日生  
右 母 職業 た れ

右養子縁組致シ候間此段及御届候也

明治年月日

届出人 養父

何之

誰印

届出人 養母

何之

誰印

届出人 養子

何之

誰印

何郡何町村大字何處何番屋敷何職業

何之

誰印

右寄留致候間此段及御届候也

明治四十五年二月廿四日

届出人

甲野乙太郎

家主

乙野丙太郎

河曲村長青木謙造殿

一通ハ寄留地町村長宛一通ハ本籍町村長宛

二通全時ニ寄留地ノ町村長ニ届出ツベシ

退去届

甲野乙次郎

本籍地 三重縣河藝郡河曲村大字神戸新町百番地

戸主平民甲太郎長男

甲野乙太郎

明治二十年二月二日生

寄留地 三重縣河藝郡河曲村大字須賀十番屋敷

乙野丙太郎方

合ニ養親ノ本籍地ニ届出ヅルキハ一通養親ト養子ト本籍地ヲ同スル場合ニ於テ養親ノ所在地ニ届出スルキ及養親ト養子ト本籍地ヲ異ニスル場合ニ於テ養親ノ所在地ニ届出スルキハ三通養親ト養子ト本籍地ヲ異ニスル場合ニ於テ養親ノ所在地ニ届出ツル場合ニハ養父母ノ本籍地記載ノ次ニ所在地ト特記シ其地ヲ記載スペシ

子ト本籍地ヲ異ニスル場合ニ於テ養親ノ所在地ニ届出ツル場合ニハ父母ノ記載スル年月日生

六 養子ガ十五年未滿ナルキハ父母之ニ代リテ届出スベシ

五 父母ノ記載ニ付テハ婚姻ノ部ノ注意事項ヲ参照ス

四 養子ガ満三十歳女ガ満二十五歳以上トナリタル件ハ父母ノ同意ヲ要セズ

三 所在地戸籍吏ニ届出ツル場合ニハ養父母ノ本籍地記載ノ次ニ所在地ト特記シ其地ヲ記載スペシ

二 養子ガ十五年未滿ナルキハ父母之ニ代リテ届出スベシ

一 前戸主父何之誰隠居ニ因リ明治何年何月何日戸主

何之誰長男(次男)

戸主 何之 誰

前戸主父何之誰隠居ニ因リ明治何年何月何日戸主</

死　亡　届  
何郡市町村大字何處何番屋敷戸主平民何職業何  
ノ誰男(女)平民何職業

何　之　誰

年月日生

死亡ノ時 明治何年何月何日午前何時

死亡ノ場所 何郡市町村大字何處何番屋敷

右死亡致シ候ニ付別紙醫師診斷書(檢査書)相添ヘ此段  
及御届候也

明治何年何月何日

届出人 戸主 何　之　誰

年月日生

何町村戸籍吏 何　之　誰殿

(注意) 死亡届出ハ届出義務者ガ其ノ死亡ヲ知リタル日

- 一 死亡届出ハ届出義務者ガ其ノ死亡ヲ知リタル日ヨリ五日以内ニ届出ヅベシ
- 二 死亡届ハ死亡地又ハ死亡者ノ本籍地若クハ寄留地ノ戸籍吏ニ届出ヅベシ
- 三 死亡届出義務者ハ左ノ順序ニ依ル

第一 義務者死亡者ノ戸主

第二 義務者死亡者ト死亡當時同居シタルモノ  
第三 義務者死亡者ノ家主地主又ハ土地若クハ  
家屋管理人

印紙 地所并建家賣渡證  
河藝郡神戸町大字何々何番地  
右賣渡代金五百圓也  
右地所并ニ建家拙者所有之處今般前書ノ代金ヲ以テ  
貴殿へ賣渡候處實正也然ル上ハ右物件ニ對シ今後何  
等故障申立間敷候爲後日賣渡証仍テ如件

年　月　日 河藝郡神戸町大字何々番屋敷  
全上何番地 何　之　誰殿

印紙 外ニ雪隠建坪壹坪  
右賣渡代金五百圓也  
河藝郡神戸町大字何々番屋敷  
何　之　誰殿

印紙 小作証

河藝郡何村大字何々字何々番地

一 田壹段五畝貳拾步

全上何番

一 田壹段貳畝五歩

右捉米八俵壹斗也 但壹俵四斗入

右地所今般明治四拾四年ヨリ向五ヶ年間前書ノ捉  
米ヲ以テ借受小作仕候處實正也然ル上ハ毎年拾貳  
月貳拾日限リ捉米ハ上米ヲ以テ無遅滯御納メ可申  
候尙病虫害ハ勿論風水害等有之候共苦情一切申間  
敷候尙又右期日ニ至リ捉米不納ノ節ハ引受人ヨリ  
御納可申候爲後日小作証仍テ如件

年　月　日

河藝郡何村大字何々番屋敷

小作人 何　之　誰

引受人 何　之　誰

全郡神戸町大字何々番地

何　之　誰

預り金証書

一金百五拾圓也 但利子年八朱定

右之金員今般貴殿ヨリ預リ置候處實正也然ル上御  
入用之節ハ何時ニテモ御返戻致ベク候爲後日預リ  
証仍テ如件

年　月　日 預り主

何　之　誰殿

印紙 借用証書

一金貳百圓也

但利子金壹圓ニ付壹ヶ月金壹錢定

此抵當

河藝郡何村大字何々番地

全上何番地

一畑八畝二拾五歩  
右地所拙者所有之處今般金子要用ニ付貴殿へ書入  
金額正ニ借用致候處實正也然ル上返済ノ儀ハ來ル  
拾貳月貳拾日限リ元利取揃ヘ無相違御返納可仕候  
若一期限ニ至リ返金致兼候節ハ右抵當地所ヲ賣却

## ◎書翰文の認め方

シ速ニ皆済可仕ハ勿論其ノ節不足相生ゼシ時ハ一切保証人ニテ引受毫モ御損耗相懸申間敷候爲後日借用証券仍テ如件

年月日 河藝郡何村大字何處何番屋敷 借主 何之誰印  
河藝郡何村大字何處何番屋敷 保証人 何之誰印

何某殿 年月日 河藝郡神戸町大字神戸十日市町何番地何之誰

一、今般河藝郡神戸町大字神戸十日市町何番地何之誰ヲ以テ部理代人ト定メ拙者ノ名義ニテ左ノ權限ノ事代理セシムル事

一、安濃津區裁判所白子出張所ニ出頭シ河藝郡何村入字何々何番地何某ヨリ書入タル河藝郡何村大字何字何々何番田何段何畝步外一筆ニ關スル登記申請ノ件ヲ處辨スル事

一、其他登記ニ關シ必要ナル事項ヲ處理スル事  
右委任狀仍テ如件

河藝郡神戸町大字、何番屋敷 何之誰印

一、一般的心得  
字牘||行書又は草書とす、但し草書はあまり崩し過ぎぬやうに書くをよしだす、  
字の大さ||半切一行に十二二字葉書に十四五字墨色及び墨次||墨色は晦み状は淡墨色に其の他は濃きをよしとす墨次は成るべく語句の始めにすべし行頭行尾に認めざる文字||行頭に候、趣、由、問、旨、處、哉、條等の文字を書くは悪しく止むを得ざる時は下の横になりとも認むべし又行尾に御、貴殿の字を書くは悪しく尚物名熟字等を行尾と行頭に跨げて書くは忌むべきことなり

### 二、卷紙の認め方

前後及天地の明け方||之れには種々の説ありて天は七分地は五分或は天は明けず紙一ぱいに書き地を三分も明け又前後は三寸六分宛を明くべしを稱されども現今多くの人の認むる所によれば前は二寸餘り後は一寸餘りとし天は五分地は三分とするを普通とす

### 三、卷紙の書き方

普通多く用ゐらるるもの  
〔一筆啓上仕候〕春暖の候〔秋冷の候〕愈御清榮奉賀候〔初用事〕謹啓

先は御報知迄如此に御座候頓首  
最鄭重なるもの

拜啓仕候(冒頭)春暖相催候處(季節)高堂愈御清榮の段奉大賀候(先方の起居を叙す)次に拙宅一同無事に消光罷在候間乍憚御安神被下度候(自叙)折(用事)時下御自愛専一と奉存候 敬具(結尾)

### 二、常用文字の用法

常用文字 口 語 用 法 の 例  
候 候は マス マシタラ 申上候 存候 御座候

候へば デアルカラ (未定のこと)に用ふ  
度候 (定まりたること)に用ふ

御差支無之候は ユ御光來被下  
候へどもデアルケレドモ(上文の意を翻すときに用ふ)  
只今無之候へども後より差上  
べく候

拜啓(用事) 早々  
前文 用事 末文

前文御免(用事) 早々  
前文御免



兄弟||御尊兄　令兄　貴兄　賢弟　令弟　令姉　貴  
姉　令妹　貴妹

家族||皆々様　御一同　御主家　御澤家

### 九、封筒宛名脇付用語

秘密を要するとき||親展

急速を要するとき||至急

返事を要するとき||要貴客

返事には

書翰を託するとき||託幸便

同封を表するとき||証書在中

高貴の人には

先方が數人ある時||御中

受信人に對し敬意を表するときには

坐下　臺下　梧下　案下　坐右　梧右　硯北　足下

十、受信者(先方)の身分により用語

及び字跡を異にする例

用語は先方の身分によりて異なるを要す、即ち自分より目上の人には丁寧なる語句を用ひ同輩には餘り丁寧ならざるをよしとし又目下の者には無論丁寧なる語句

## 一年始状

### 同返事

新年の御慶目出たく申納め候先以て貴家  
皆々様御揃ひ御機嫌よく御越年被遊候段  
奉賀候次に私方一同無事加年仕候間乍憚  
御安心被下度候先は年始の御祝詞申上度  
如此に御座候　謹言

御紙面拜譯仕候扱過宵は婚儀之略式相濟  
まし候處早速御祝詞を辱し難有奉存候荆  
妻事萬事不馴にてごかく不調法勝に候へ  
共殊の外兩親の氣に適ひ候様子に付御安  
心被下度候幾久しく御厚情の程伏て奉願  
上候　拜復

類語||改曆　鳳曆　新禧　迎歲　加齡　重齡　愛願

高庇

嘉慶

壽算

嘉祥

清福

永陽

愛願

### 名刺の折り方

### 慶賀の場合

## 二　婚姻を賀する文

一筆啓上仕候扱今般御婚儀首尾よく相濟  
まさせられ千鶴萬龜目出度御事と奉祝候  
御兩親様嘸々御満悦の程御察申上候不取  
敢御祝詞申上度斯の如くに御座候　謹言

## 右返事

- 用語の必要なきなり、今左に其二三の例を示さん。
- |        |        |        |
|--------|--------|--------|
| 上輩     | 同輩     | 下輩     |
| 一筆啓上仕候 | 一筆啓上致候 | 一筆啓達致候 |
| 尊書拜見仕候 | 貴札拜見致候 | 御狀披見致候 |
| 御起居被遊  | 御起居被成  | 御暮被成   |
| 御來臨被成下 | 御入來被下  | 御越に預り  |
| 敬承仕候   | 承知仕候   | 承知致候   |
| 奉願候    | 御願申候   | 願入候    |
| 恐惶謹言   | 恐々頓首   | 不具、頼首  |
- 注意1. 祝賀の事故を詳に記すべし
2. 慶賀の辭を挿入することを忘るべからず
3. 婚姻祝に「返す」「去る」「離る」「別る」「きる」「再」「復」「重る」「着」「猶、又」等の語を用ゐることを忌み、新築祝に火の字を忌むべし、又行半ばにて書き留めぬ様に注意すべし
4. 字跡を正しく墨色を濃くして書くべし

## ◎書翰文例

### 祝賀文

祝賀の事故を詳に記すべし

3. 婚姻祝に「返す」「去る」「離る」「別る」「きる」「再」「復」「重る」「着」「猶、又」等の語を用ゐることを忌み、新築祝に火の字を忌むべし、又行

半ばにて書き留めぬ様に注意すべし

4. 字跡を正しく墨色を濃くして書くべし

荆妻分娩につき御祝詞を賜はり且何より

の御品御惠投下され御厚情の段厚く奉謝  
候 扱明日は七夜に候まゝ心ばかりの粗酒  
一献差上度御足勞ながら午後四時より御  
奥様御同道にて御光來下され度只管御待  
申候 再拜

類語||出生 出産 重祝 繼承 誕生 御寄贈 御令  
閨 分身 内宴

### 物 品 進 上 の 文

- 注意1. 物品を贈る文には贈る品物と贈る目的とを記入すべし  
2. 贈る品物の起因を説くべし例へば到來物又は手製なき書くが如し  
3. 贈呈と受納を乞ふとの語を入れること  
4. 贈る文には卑下謙遜の詞を要す  
5. 返事には賞美の詞と謝禮の詞とを必ず記入することを忘るべからず  
6. 到來物を分ちて人に贈ることを福分といひ受くる人からは甚分といふべし

一 錢別品を贈る文

拜啓承り候へば貴君近々御入營之由御暇も御座候はゞ今一度の御來遊願はしく存候へごも最早御支度なごにて御多忙の御事と思ひ止り候御入營後は御如才も無之候へ共一層軍務に御精勵之程奉祈候就ては此の品輕少には候へども聊御錢別の印までに進上仕候間御笑納下され度候尙御出立の日限相定り候はゞ乍憚御知らせ下され度願上候 敬白

### 右 返 事

貴書拜見然れば今般小生入營に付親切なる御詞に預り殊に結構なる御錢別を賜はり有難く拜受仕候入營後は御言葉に従ひ十分國家の爲に盡すべき心組に御座候出立は明後日午前八時に有之候出立迄には

### 一 婚禮に人を招く文

肅啓愚息義兼て御噂申上候通明日某氏の女を娶り可申様媒酌の勧めに任せ取きめ申候就ては聊祝意を表し且は將來の御懇親を願度存候に付粗酒一献差上申度何卒當日午後三時より御光來被成下度奉待候

頓首

### 右 返 事

芳墨拜誦御婚禮の御祝宴御開きに付御招きに預り難有奉存候仰に從ひ明日參上可仕候就ては御調理の端にもと存粗魚一尾進呈仕候間御笑留被下度候先は御禮旁御返答まで如此に御座候 敬復

類語||親睦 親密 料理 割烹 一盞 一籠 内祝

### 二 祭禮に人を招く文

朝夕は稍凌ぎよく相成候扱來る十五日は

### 招 待 文

名刺の折り方  
普通訪問の場合

注意1.

- 鄭重なる詞にて認むること最肝要なり  
招待の目的、日時、場所等を明瞭に書くべし  
晴雨に關係あるものは其の事を明記すること  
必來臨を乞ふとの詞を入れること  
返事には先方の好情に對して十分に謝意を表  
はすこと必要なり  
返事には招待に應するや否やを明記すべし若し行くこと出来ざる場合は其の理由を明かに述べて感情を害せぬ様に断るべし

當村の氏神祭禮に候處今年は近年稀なる  
豊作にて例年とは格別賑ふべくと存せら  
れ候間御一同様泊りがけに御出かけ被下  
度待ち入り候 約々

### 同返事

貴書拜誦陳れば御地の氏神祭ごといつも  
ながら御案内被下忝く奉存候本年は別て  
花やかにせられんとの御事に候へば定め  
し賑々しく候はんと樂み居候仰に從ひ子  
供召連れ御邪魔可致候尤毎年の事に候間  
御構被下まじき様前以て御断り申上置候  
先は御返事まで如此に御座候 拜復

類語||厄介 造作 用意 推參

### 三 佛事に人を招く文

愚札呈上仕候拵來る五日は亡祖父の三周

忌に當り法要相營み可申候に付御茶漬差  
上申度候御手透に御座候はゞ午前十一時  
頃より御來駕被下度候先は御招さ申上候  
類語||湯漬 魚齋 非時 來車 光來 佛事 追善  
法會 法筵 案内 以上

### 右返事

御書面拜讀仕り候来る五日亡御祖父様三  
周忌の御法會御勤め遊ばされ候よしにて  
態々御招待に預り辱く謝し奉り候就ては  
粗香一箱御尊靈へ御供へ被下度候當日は  
是非參詣可仕候書外は拜眉の節に可申述  
候 敬具

類語||香賣 佛前 靈前 御供へ 拜顔 拜芝 御營

一包

追て會費金壹圓當日御持參下され度候

名刺の折り方

告別の場合

### 二、入會を勧むる文

拜啓郡農會開催の蠶業講習會は約二週間  
の豫定にて来る十五日より本村小學校内  
に開かるゝことに相成り候由養蠶期も近  
づき候折柄誠に結構の事と存候就ては此  
際共に入會いたし候ては如何に候哉規則  
書御覽に供し候先は右御勧誘まで愚札を  
呈し候 以上

注意1. 報知文には其の要項を明記すべし

### 報

### 知 文

類語||染色講習 漆器講習 肥料講習 主催 有益  
御参考

注意1. 報知文には其の要項を明記すべし

2. 長文の場合に要項を書き落し又は重複のなき  
やうに心掛けざるべからず
3. 末尾に報導・報知の語を插入すべし

### 一 入隊を報ずる文

謹啓小生出發の際は御多忙中にも拘はらず  
態々遠路御見送り下され其の上多大の  
御餞別に預り難有奉萬謝候無事本日左記  
の隊へ編入相成候間乍他事御安心被成下  
度候先は右取敢へず御禮旁御報知申上候  
末筆ながら御家内御一同様へ宜しく御鶴  
聲下され度候 敬具

類語||出立 繁務中 過分 無事 安着 表記の隊

乍慮外 安意 乍畧儀 傳聲 傳言 致聲 乍憚

### 二 死去を報する文

老父事久敷病氣のところ藥石其効なく昨  
夜十一時遂に死去仕候不取敢御報知申上

追て葬儀は明十日午後三時自宅出棺某  
墓地に於て執行致すべく候間併せて申  
し添へ候

類語||醫療不叶 藥石効を奏せず 加養 永らく病臥  
遠逝 死亡 残し 埋葬 火葬 永眠

注意1. 註文には品目、數量、見本、寸法書、代金、期限  
等の諸要件につきて書落しなきやうにすべし

2. 直段の引合ひ其の拂方を申道るべし

3. 送附文には先方の安心する様に書くべし  
註文品を送る場合は先方の好意に對して禮を

述ふることを忘るべからず

### 一 桑苗を註文する文

拜啓私方此の度桑園五段歩開墾致候に付  
市平苗五百本及び魯桑苗一千二百本購求  
仕度貴店は手廣く苗木を販賣致され候由

かねく聞き居候に付註文申上候代金の  
義は苗木と引換にて半金差上明春發芽の  
後に残金御渡可申候へば左様御承知相成  
度候 早々

類語||承引 了知 拜承 承了 開拓 聞及 通運便

評判殊に宜敷

### 二 言文品を送る文

謹啓益御清榮賀し奉り候過日御註文の品  
出來上り候につき嚴重に荷造り致し本日  
鐵道速達便にて御送り申上候間到着の上  
は御改め御受取下され度候尙運賃は前例

に倣ひ先拂の事に致し置き候間此の儀御

承知置き下され度候 敬具

類語||貨済 発送 媵送 郵送 御査収 鄭重 小包便

### 貸借文及返却文

注意1. 借る文には言葉遣ひを丁寧にすること

### 一 膳椀を借る文

明日は祖父の三回忌にて來客多人數のため  
拙宅所有の膳椀のみにては間に合ひか  
ね候間甚だ申兼候へども右兩品二十人前  
つゝ拜借願はるまじく候や御差支無之候  
はば何卒此の者に御渡し下され度平素の

御懇情に甘えかくは御願ひ申上候 敬具  
類語||恩借 借用 借覽 拜見 所持 藏書 聞濟

## 二、器物を返す文

一筆啓上仕候扱先日佛事の節は大切の御道具色々恩借を蒙り難有存候早速返上可仕處彼是取込居候に付大に延引致候段無申譯次第に候塗物の類は別段に氣を付け納置候へども尙能く御改め下され度候何れ近日參上仕り御厚禮可申上候 敬具  
類語||遲延 延期 緩慢 返却 返納 格別

## 三、金子借用文

拜呈仕候其后は御疎濶に打過ぎ多罪の至に御座候扱此度弊村に良田の賣物有之候に付是非共購求致度候へども牛憎手元不如意にて差支候間金貳百圓程御融通被下まじく候哉御聞濟下され候は、上等田二

段歩抵當に書入れ一ヶ年后に返済可仕心組に候間宜しく御願申上候先是乍畧儀書面を以て御願申上度如此に御座候 不備  
類語||御無音 買入 出合物

## 四、融通を断る文

金員御入用につき融通方の儀仰せ越され候處生憎一両日前據なき向へ出金いたし差當り御用立いたしかね候間折角の御高囑に對しまことに相濟まさる義には候へ共今回たけは不本意ながら御断り申上候右惡しからず御承知奉願候 匆々  
類語||不景氣 不如意 御氣の毒 御迷惑 折悪敷 遊金 遺憾 残念 貴意に應しかね 注意1 あまり催促が間しく言はず相當の禮を具へて かぎだため様に書くべし

## 催促文

成下度候 早々

追啓御如才は有之まじく候へ共荷送は可成御入念にて御送附下さる様申入置候

## 一、貸金催促の文

一筆申上候先般御用達申置候金子去月中御返済の約束に有之候處今以て何等の御申越無之候は如何に候哉最早節季勘定の際に迫り居り當方も心當てに致居候に付此上延引相成候ては甚だ迷惑仕候此後又々御相談も可仕候へ共一先御返却被成下度右申入候也 不宣

類語||約定 契約 日限経過 督促 返金 返納

## 二、註文品催促の文

前文御免過日註文致候建具今に御送附無之は如何に候哉兼て申上置候通り口ぎりものに候へば今更延引相成候ては甚差支困却仕候間何卒至急御仕上の上御送附被

前畧御免此の頃は米相場大に引上げ候由就て私方は所藏の米少々賣拂ひ度存候間御繁忙中恐入候へ共直段の義は幾何に御座候哉御一報下され度候愈賣拂候事に相定め候節は必らず貴店へ御依頼可申候心組に候間何卒精々御働き相成度候 早々  
類語||所有 貯藏 秘藏 珍藏 賣却 高直 心算

## 右返事

知破成下度奉願候乍失禮郵便切手封入致此段御依頼申上候也

類語||迷惑 疑惑 困却 勉學 在學 恐入 願兼候  
へ其 大要 郵券封入

## 右返事

御書面之趣委細承知仕候米穀直段之儀は此の両三日餘程好景氣にて極上米一俵代金六圓九拾錢二等米にて金六圓七拾錢位に御座候へば實に御賣出しの好期と相考られ候尙現品篤と一覽の上精々相勵き可申上候間何卒御賣拂被遊候様御決定被成下度願上候 夠々

類語||詳密 万緒 万端 万縷 巨細 手離し 暴騰  
騰貴 愚考 見本

## 二、規則を問合する文

拜啓愚息某今般農林學校へ入學致させ度存候處同校規則并に入學の模様等一切不案内に付大に當惑仕居候承り候へば目今御令息は同校に御研學中の由就ては甚恐縮の至りに候へども該校規則の大略御通

御手紙拜見仕候然れば御賢息様には此度農林學校へ御入學をさるべき尊慮の由大慶に奉存候就ては同校規別早速取寄せ差上候間御一覽下され度同校も追々隆盛に趣き教授萬端親切にして着實を旨とせられ候に付私共も喜び居候間御賢息様にも是非御入校成され候様御勧め申上候拜復

類語||隆昌 繁昌 盛大 萬事 實用 謂寫 高覽  
熟覽 熟讀 諸般 適切

## 依頼文

注意1. 依頼すべき事項を明細に述べし

2. 先方の勞を謝する爲め御手數恐縮など詞を略すべからず
3. 賴み上げ、願上などの詞を插入すること
4. 依頼文に此段及御依頼候也などの如き官廳風に書くは甚宜しからず注意すべし

## 一、雇人の周旋を頼む文

一書呈上仕候拵弊店此度業務擴張致候に付ては丁稚二人雇入度年頃は十三四歳位にて尋常小學校卒業性質温厚なる者無之候哉若し御心當りも有之候はゞ何卒御周旋下され度毎々御手數相かけ恐縮の至りに候へ共折入て御依頼申上候 以上

類語||店員 見習 下婢 下男 柔和 溫順 御世話  
御厄介

## 右返事

貴札拜見仕候陳者御申越の丁稚の件心當り相尋ね候處當町の住人何某の子息何々

と申者本年三月尋常小學校を卒業致し何れかへ商業見習に參りたき旨申居候に付幸のこと、存候間明日一應參候致させ可申候へば篤々御見定下さるべく候尤身元も慥にて當人并に両親も至極温厚なる性質に有之候間右御了承被成下度候 拝復

類語||奉公 召使 服從 從事 就業 勤勞 勤勉  
正直 誠實 參店 確實 本人

## 二、子弟の商業見習を頼む文

謹啓かねて御噂申上候愚息本月高等小學校を卒業仕候に付是より商業を見習致させ度且本人も見習ひ度申居家風正しく商業も盛大なる向を望み居候就ては貴店こそ最適當と存候間甚た押付ケ間敷候へども何卒御召使下され御指導の程御依頼申上候何れ二三日中に本人召連參上可仕候

萬事は拜顔の節可申上候 頤首  
 類語||教導 教育 訓誨 繁務 多忙 多用 適切  
 厚ヶ間敷 拜眉

### 三、添書を頼む文

拜啓小生儀明日何々の要件にて某君を訪問致度ご存じ候同君は豫て貴君とは御親友の間柄と承り候間御多忙中恐入り候へ共紹介状壹通御認め下さる間しく候や此段偏に御依頼申上候 頤首  
 類語||立寄 無二の友 竹馬の友 折入 伏て

### 四、田植に人を頼む文

以手紙申上候昨日よりの豪雨にて水都合もよく候間明日より愈植付致度存候處何分家内のみにては手廻りかね候様相考候に付御多忙中恐入候へ共御召使の者一人御手傳願はるまじく候や御都合奉伺候以上

類語||潤雨 甘露 田植 多用 行届かね 間に合ひ  
 兼 下男 下僕 取掛り度 助力  
 見 舞 文

注意1. 先方の心を慰むる目的を達し得る様に作るべし

2. 真面目なる詞を選び表面の虚飾を用ふべからず
3. 濱状は淡墨にて認むべし、近頃は封筒の縁を黒くすることも多少行はるゝなり
4. 返事はすべて鄭重なる文字によりて書き十分感謝の意を表すべし

### 一、病氣見舞の文

拜啓承り候へば御尊母様には此頃御不例の由御案じ申居り候昨今の御容体如何に御座候哉御伺申上候此品甚少少には候へ共聊御見舞の印までに差上候尙一日も早く御全快の程奉祈候 不盡

類語||病床につかせられ 御病氣 養生 療養 加養  
 心配 全癒 様子 經過 良好

### 右返事

拜復老母儀微恙の事御耳に達し御親切に早速御見舞下され殊に何よりの品澤山御投惠被成下感謝の至りに御座候一時は心配仕り候ひしも昨今は格別の事も無之此の様子にては今四五日中には平癒可致ご存居り候次第に付決して御案じ下さる間敷候先は御禮旁御返事申上候 匆々

類語||別段 全癒 全快 心痛

### 二、水災見舞の文

拜呈御地方大洪水の由只今新聞にて承知仕驚入り候御宅皆々様には御怪我等の事無之候や不敢葉書を以て御見舞申上候

早々

類語||（災難見舞に適用するもの） 豪雨 近火 類焼  
 周章 驚愕 手掛 暴風雨 烏有

### 右返事

當方水害に付早速御見舞下され辱く奉存候全く寢耳に水にて驚きのあまり一日は裏の小山に避難致候ひしが幸に減水早く一尺ばかり壁をぬらしたる位にて相すみ一同喜び居り候先は御返事のみ委細は後便に可申上候勿々 不一

類語||（災難見舞に適用するもの） 豪雨 近火 類焼  
 露雨 堤防決潰 流出 沼澤 浸水 傷害 安否 心許なく 警鐘 駆付 不幸中の幸 俄然狼狽

### 三、暑中見舞の文

拜啓昨今炎暑は取り分け堪へ難く御座候處御家内御一同如何渡らせられ候や御

伺ひ申上候當方御蔭にて老人始め皆々變りなく暮し居り候間乍憚御安心下され度候本年は何方とも流行病多きやうに候處御地方は如何に候哉時節炳御自愛の程祈り奉り候 無々

### 右返事

來諭の如く酷暑の砌に候處御祖母様始め皆々様御壯健の由欣喜の至りに御座候次に私方も御蔭を以て一同無事に暮し居り候間御休神下され度候御尋ねの流行病は幸に當村には無之目下しきりに清潔法を施行致し居り候先は御返事まで尙時候御厭ひなされ度候 不宣

類語||大暑 厳暑 勇勝 惡疫 愛護 摄生

### 四、火事見舞の文

昨夜は不慮の御近火にて嘸々御心配被遊

候事と存候幸人寄宜敷類焼御免れなされ候由何よりの義と存候皆々様別段御怪我もなく被爲居候哉不取敢右御見舞申上候草々

類語||不幸中の幸 風もなく 無難 御避難 御立退 不慮の御禍 驚入候 新聞紙にて承知

### 五、悔の文

拜啓御父上様には久しう御病氣の處御養生叶はせられず遂に御逝去遊ばされ候趣御一同様御愁傷の程御察し申上候さりながら御介抱上に聊かの御手落もなく人事のすべてを御盡しなされし事に候へば此上は天命と御諦め遊ばされ後々の御營み肝要と存じ奉り候不取敢御悔申述候頓首

類語||長逝 暝目 哀悼 追善 御新靈 吊詞 御嘆

き 甲斐なく 御葬送

名刺の折り方  
哀悼の場合  
裏の方へ折る

### 廣告文

#### 一、賣出廣告

各位益々御健勝奉賀上候諸弊店儀毎々御引立を蒙り御蔭を以て日増に繁昌に趣き難有奉存候就ては御禮をかね来る何日より何日まで中元賣出可仕候何々品各種新荷相揃候に付多少に拘らず御用仰付被下度猶賣出中は麗景進呈仕るべく候間賣出し當日より賑々敷御來車の程奉願上候

頓首

敬具

### 電信文

月より左記の場所に於て何々店開業仕り誠實薄利に勉強可仕候間賑々敷御來車御引立被下度奉願上候 敬白

#### 三、移轉廣告

弊店儀今般業務擴張の爲左記の場所に移轉いたし一層誠實を旨とし御愛顧に報ひ可申候に付舊に倍し御引立の程奉願候 敬具

注意 1. 電信文は簡單明瞭に認むべし  
2. 電信文に用ふる文字は片假名と數字の一一二三四五六七八九〇等に限る 又記號は括弧( )「」句讀點「、」長音符「—」などなり  
3. 數量はすべて略記法にて十を一〇、五十を五〇、百二十五を一二五などと書くべし、是れ濁音の字の次は一字分だけ空位にすべし、是れ濁音は二字に計算するによる

### 二、開業廣告

弊店儀今回御華客の御勧めに從ひ来る何

5. 意味の両様に取らるゝが如き語は用ふべからず  
方言は用ふべからず
6. 発音を誤らざるやうにすべし  
まぎらはしき文字例へばアス、スヌ、ニニ、  
ミ三、ハ八などは特に注意して書くべし
7. 叠音の語例へばチチ(父)ハハ母の類をチ、  
ハヽ、と書かざるやうにすべし
8. 発信人の住所は先方にてわかる限り畧し又先  
方にて想像し知ることを得る以上は自分の氏  
名も畧して可なり
9. 電信文には敬語を用ふる必要なし、従つて宛  
名にも殿様等を書くに及ばず
10. 電報頼信紙は電信局にて請求すれば與へらる
11. 12.

## 斯民の友附錄終



明治四十五年三月十五日印刷  
明治四十五年三月二十日發行

正價金拾五錢

著作者 小林恭三郎

三重縣河藝郡神戸町大字本多町五拾三番屋敷  
三重縣河藝郡神戸町大字新町四百八拾四番地  
發行者 本田善平

三重縣津市藏町參拾參番屋敷  
印刷者 浅倉重吉

印刷所 永原活版部

(電話三二六番)

東京振替  
二〇八八  
一  
二  
番

## 發賣所

河藝郡神戸町

本

盛

堂

目種業營堂盛本  
書籍新聞  
理化學器械  
樂器運動具  
文房具消火器  
臘寫板及  
附屬品類

267  
674

終

